

令和2年第5回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和2年9月2日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	9月2日午前9時6分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋                      2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史                      4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎                      1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                      植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>監査委員事務局長                      西 谷 英 輝</p> <p>会 計 管 理 者                      大 辻 孝 司</p> <p>政 策 推 進 課 長                      巳 波 規 秀</p> <p>総 務 防 災 課 長                      川 西 貴 通</p> <p>税 務 課 長                      橋 本 雅 至</p> <p>住 民 生 活 課 長                      大 浦 孝 夫</p> <p>健 康 保 険 課 長                      辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長                      西 岡 勝 三</p> <p>観 光 産 業 課 長                      島 野 千 洋</p> <p>都 市 建 設 課 長                      今 田 良 弘</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長                      松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長                      寺 口 嘉 彦</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長                      西 谷 英 輝</p> <p>主 幹                      高 橋 恭 世</p> <p>主 査                      大 文 字 睦 美</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>議案第29号 平群町税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第30号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p>

町長提出議案  
の題目

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 議案第 3 1 号 | 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について             |
| 議案第 3 2 号 | 平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について       |
| 議案第 3 3 号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について              |
| 議案第 3 4 号 | 令和 2 年度平群町一般会計補正予算（第 5 号）について        |
| 議案第 3 5 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について    |
| 議案第 3 6 号 | 平群町道路線の廃止について                        |
| 議案第 3 7 号 | 平群町道路線の認定について                        |
| 議案第 3 8 号 | 生駒線平群第 1 号踏切道歩道設置工事協定の締結について         |
| 議案第 3 9 号 | 町道鳴川路線拡幅事業に伴う土地の取得について               |
| 諮問第 2 号   | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて         |
| 認定第 1 号   | 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について            |
| 認定第 2 号   | 令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3 号   | 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 認定第 4 号   | 令和元年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 認定第 5 号   | 令和元年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 認定第 6 号   | 令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 認定第 7 号   | 令和元年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 認定第 8 号   | 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について     |

町長提出議案 の 題 目	<p>認定第 9 号 令和元年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 10 号 令和元年度平群町水道事業会計決算の認定について</p> <p>認定第 11 号 令和元年度平群町下水道事業会計決算の認定について</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の 氏 名	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 10 番 窪 和 子</p>

令和 2 年 第 5 回 ( 9 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

令和 2 年 9 月 2 日 ( 水 )

午前 9 時開議

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名について                               |
| 日程第 2  |          | 会期の決定について                                    |
| 日程第 3  |          | 諸般の報告  |
| 日程第 4  | 議案第 29 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第 5  | 議案第 30 号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6  | 議案第 31 号 | 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第 7  | 議案第 32 号 | 平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 8  | 議案第 33 号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第 9  | 議案第 34 号 | 令和 2 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 5 号 ) について            |
| 日程第 10 | 議案第 35 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) について        |
| 日程第 11 | 議案第 36 号 | 平群町道路線の廃止について                                |
| 日程第 12 | 議案第 37 号 | 平群町道路線の認定について                                |
| 日程第 13 | 議案第 38 号 | 生駒線平群第 1 号踏切道歩道設置工事協定の締結について                 |
| 日程第 14 | 議案第 39 号 | 町道鳴川路線拡幅事業に伴う土地の取得について                       |
| 日程第 15 | 諮問第 2 号  | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて                 |
| 日程第 16 | 認定第 1 号  | 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について                    |
| 日程第 17 | 認定第 2 号  | 令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 18 | 認定第 3 号  | 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について              |
| 日程第 19 | 認定第 4 号  | 令和元年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について            |

日程第 2 0	認定第 5 号	令和元年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	認定第 6 号	令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 7 号	令和元年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 8 号	令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 9 号	令和元年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 1 0 号	令和元年度平群町水道事業会計決算の認定について
日程第 2 6	認定第 1 1 号	令和元年度平群町下水道事業会計決算の認定について

開 会 (午前 9時06分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。よろしくお願いいたします。

町長より、清掃センター、木崎所長が体調不良のため、本日欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第5回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

9月に入り、初秋の季節となりましたが、まだまだ暑い日が続いております。日本の夏は、猛烈な暑さが続く中、体温以上の暑さになる地域もあり、連日、熱中症などで体調を崩される方の報道があります。本格的な秋の訪れが待ち遠しいところであります。

議員の皆様方には、町政の運営に対しまして御理解と御協力を頂き、ありがとうございます。本日は、令和2年第5回平群町議会定例会の開催をお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用のところ、お集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症についてですが、5月14日に国の緊急事態宣言が解除されましたが、いまだ全国に感染拡大が続いております。奈良県内では、9月1日現在で523名の感染者が確認をされ、クラスターの発生も報告されているところであります。また、県内では6名の方がお亡くなりになっております。平群町内では、8月2日に初めての感染者の報告があり、現在6名の感染者の報告がされております。新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方の御冥福と、感染されました方が一日でも早く回復されることをお祈りいたしますとともに、感染収束に向けて、昼夜を問わず、最前線で献身的に御尽力されている医療従事者の皆様と、感染対策に取り組んでいただいております全ての関係者の皆様に、心より敬意と感謝を申し上げます。

そして、不要不急の外出自粛をはじめ、感染拡大防止のために御協力を頂いております事業者、住民の皆様方に御礼を申し上げます。住民の皆様には、新しい生活様式に沿って3密を避ける、人と人との距離を確保する、外出時にはマスクを着用する、手洗いやうがいを励行するなどの感染予防に努めていただ

きますようお願いいたします。

町の実施する各事業につきましては、新型コロナウイルスの感染症のために中止とさせていただいたところであります。

定額給付金につきましては、申請期限が終わり、最終的には、対象世帯 8,066 世帯、対象人数 1 万 8,759 人に対しまして、辞退の世帯を含め、申請世帯が 8,063 世帯、未申請世帯が 3 世帯、支給人数が 1 万 8,751 人となり、申請率、交付率とも 99.96% となりました。

9 月の定例議会は、令和元年度の一般会計、特別会計の決算を審議いただく議会であることから、1 年間の事務総括ということでよろしくお願いいたします。令和元年度の一般会計の決算は、実質収支で 1 億 6,681 万 5,000 円、実質単年度収支 1 億 3,962 万 4,000 円で、実質収支、実質単年度収支とも黒字となりました。長年、赤字決算でありました住宅新築資金等特別会計につきましては黒字決算となり、国への償還の終わる令和 4 年度では黒字決算で終えることのできる見通しとなりました。学校給食費特別会計では、新型コロナウイルス感染症の影響で、小中学校の休業の影響により、赤字決算となりました。決算内容の詳細につきましては、決算書並びに成果報告書、附属資料を添付しておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告に記載のある数値である実質公債費比率が 16.1%、昨年度に比較して 0.5% 上昇しております。また、将来負担比率につきましても 241.3% と、昨年度と比較し、15.6% 上昇しております。平群町の財政状況は厳しい状況が続いており、今年度の当初予算におきましても、土地売却収入を含め、多額の未確定財源を計上したところであります。

今議会で御審議を願う令和 2 年度一般会計補正予算（第 5 号）において、普通交付税、臨時財政特例債、繰越金の増額で、当初予算で計上しておりました約 2 億 1,000 万円の未確定財源については回収できることとなりましたが、未計上であります平群駅周辺整備事業の損失補償により、さらに財政の悪化が見込まれ、赤字団体となることも想定されます。議員各位におかれましては、この状況を御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本議会では、条例の一部改正が 5 件、補正予算が 2 件、町道の認定、廃止案件が 2 件、工事協定の締結 1 件、土地の取得が 1 件、人事案件 1 件、決算認定案件が 11 件、合計 23 件の議案の御審議をお願いしております。併せて、いずれの議案につきましても、慎重審議を頂き、可決、認定、同意を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。  
本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により9番、山田君、10番、窪君を指名いたします。本定例会会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から9月24日までの23日間といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの23日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

9月 2日(水) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしく願いいたします。

9月 3日(木) 空いてございます。

9月 4日(金) 空いてございます。

9月 5日(土) 休会でございます。

9月 6日(日) 休会でございます。

9月 7日(月) 決算審査特別委員会(一般会計) 午前9時より

9月 8日(火) 決算審査特別委員会(各特別会計・各事業会計)



午前 9 時より

9 月 9 日（水） 空いてございます。

9 月 10 日（木） 空いてございます。

9 月 11 日（金） 空いてございます。

9 月 12 日（土） 休会でございます。

9 月 13 日（日） 休会でございます。

9 月 14 日（月） 本会議（一般質問）

午前 9 時より

9 月 15 日（火） 本会議（一般質問）

午前 9 時より

9 月 16 日（水） 空いてございます。

9 月 17 日（木） 空いてございます。

9 月 18 日（金） 空いてございます。

9 月 19 日（土） 休会でございます。

9 月 20 日（日） 休会でございます。

9 月 21 日（月・祝） 休会でございます。

9 月 22 日（火・祝） 休会でございます。

9 月 23 日（水） 空いてございます。

9 月 24 日（木） 本会議（最終日）

午後 2 時から

以上でございます。

#### ○議長

続きまして

日程第 3 諸般の報告を行います。

過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

#### ○議会運営委員長（窪 和子）

それでは、報告をさせていただきます。

去る 8 月 20 日木曜日、午前 10 時より開催をいたしました。

案件につきましては、本日から始まりました第 5 回定例会の議会運営について協議しました。

また、今年度の先進地視察について協議を行い、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止と決定をいたしました。

同じく、議会報告会についても協議し、11 月 21 日土曜日に予定をしておりましたが、中止と決定をいたしました。

また、平群町議会業務継続計画（BCP）策定に伴い、防災訓練の実施について協議を行い、実施することに決定をいたしました。なお、訓練日時、訓練内容については、正副議長、議会運営委員会正副委員長で協議し、全議員に報

告することとなりました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第4 議案第29号 平群町税条例の一部を改正する条例について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第29号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

難しいんですよね。

順番に聞きますけど、個人住民税の独り親に対する課税について、若干変更があるということなんですけれども、まず、概要の一番上に書いてある寡夫の「ふ」は「夫」のほうになってますが、言い方が変わるという認識でいいのかなというふうに思うんです。昔はずっと女性だけというのが長かって、それに独り親の父親のほうも入るということで、それを全部「ひとり親」ということに統一するのかなというふうに思うんですが、その点が一つ。

それから、その下にある、控除額を30万円に引き上げるという、これはだから婚姻歴の有無に関係なくということですから、未婚も含めて、これまでの寡婦控除を拡大する、それはもう既にされてるわけなんですけども、それをさらに、これまでたしか26万の控除だったかなと思うんですが、それを30万にするということなんですけど、これが一体どれぐらい適用、適用は1月1日になってるから、来年度の確定申告からということ、地方税については、6月の地方税からということになると思うんですけれども、その点はそれでいいのかなどうか。

それからですね、ついでに個人住民税のどこなんで、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、これ、上物を含めた500万円以下の要件を満たす100万控除と、こうなってるわけなんですけれども、これはこれまでどうなったんでしょうか。

その3点。

○議長

税務課長。

○税務課長

まずですね、個人住民税のひとり親控除に対する御質問でございます。

これにつきましてはですね、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現するという観点から、婚姻歴の有無による不公平とか、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を解消するためということでの改正であるというふうにお聞きをしております。

続きましてですね、今年度の課税ベースでございますが、女性の寡婦控除対象者は71名でございます。それからですね、特別の寡婦控除、子どもを扶養してて収入が500万以下という方は89名、合計160名でございます。それから、男性の寡夫控除は22名いらっしゃいます。そしてですね、合計182名でございます。このうち、500万円を超えてしまうと所得制限でこの控除が対象から外れてしまいますが、500万円を超える方は5名いらっしゃいますので、5名が対象外になってしまうというものでございます。

続きまして、長期譲渡所得でですね、この500万円以下の長期譲渡所得に対してこの控除が適用されるということでございますので、昨年まではこの特別控除はございませんでしたので、そのまま課税されておったというところがございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

今、独り親のところ500万円の控除という話出ましたけど、これ、説明に書いてないのよね。今まではなかったわけでしょう。今までは所得制限がなかった。その点はどうなんですか。

今の答弁だったら、所得制限500万を超える人も出てくるということでしたけど、これまでは控除なかったのを、要するに、一定の所得以上ある人は対象外になるということで線引きされた、そういう理解でいいですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

これまでは一応控除額が26万円ございました、普通の寡婦のほうですね。それと、男性の寡夫控除も26万円ございました。それが、4万円増額されて30万円になったところがございます。

それで、これまで500万円を超えておってもですね、女性の寡婦の方につきましてはですね、子どもか誰かを扶養しておれば対象になったということでございますが、今回につきましては、500万円を超えてしまうと対象から全

て外れるということでございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

そこ、大事なところを書いておいてくれないと、それだったら反対やって、こうなる場合だってあるわけじゃないですか。だから、26万円あったのが30万円になるけれども、その代わりに所得制限が導入された。それも500万円と、そんな大きい額でもないと思うんですが。500万ということは、年収で言うたら六百七、八十万ぐらいになるということでしょうけども、分かりました。それはそれでいいです。

それから、これ、さっき長期譲渡所得、要するに土地や家、不動産を売った場合に入る所得、その税金、課税なんですけれども、上物を含めた500万円以下の要件を満たす低未利用土地ということになっているんですけどね、いや、私、今までの理解で言うと、譲渡所得の課税というのは、買った値段と売った値段の差、要するに売ったほうが高かった場合に税金がかかるという理解をずっとしてたんですが、これだけ見るとちょっとよく分からない。その辺はどういうふうなのか、もう少し詳しく説明してもらえますか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

この低未利用土地と申しますのは、要は長期譲渡所得でございます。まず、5年以上持つておることが前提でございます。そしてですね、その土地の売買した価格が500万円以下ということでございます。ですから、その土地の上に物が建っておっても、その上物も含めた売買取引価格が500万以下というものの控除でございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

税金がかかるわけでしょう。今500万と言ったでしょう。

例えば、じゃあ中古物件を500万で買って、たまたま土地が上がったり、家の評価が上がったりして、極端な話、1,000万で売れたら500万、要するに、これ利益が出たというか、それに対して税金、20%かな、かかるというのがこれまで思ってたんやけど、ここのそれは、そういうことは一切なし

に、ただ500万以下で売ったものについては100万円の控除をすると。400万円に税金かかるのということになるからやね、そこを聞いている。

○議長

税務課長。

○税務課長

今山口議員がおっしゃったとおりでございまして、要は、売買価格500万円以下の取引がこの控除の対象になるというところでございます。

○議長

山口君。

○7番

ちょっと違うんですよ。

だから、さっきの反対で、1,000万で買って500万で売ったら、この500万については一切、本来税金かからないでしょう。要するに、譲渡益ないんですよ。その場合でもかかるんですか、この500万。要するに、いつ建てたか分からんとか、そんなんじゃないですよ。取りあえず、1,000万の家を買いました。ほんで、5年以上住んで500万で売りました。そしたら、400万の所得に税金がかかるということになんの。1,000万で買ったんですよ。500万で売ったんですよ。500万、要するに少なくなってるんですよ。それでも税金取るということなのかって聞いているんですよ。

○議長

税務課長。

○税務課長

今回の改正につきましてはですね、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日の間にですね、土地とその上物の取引価格の合計価格が500万円以下で、長期譲渡所得に該当する低未利用土地を譲渡した場合は、その長期譲渡所得から100万円を控除すると、こういうふうな改正でございまして、取引額が対象になるということでございます。

○議長

山口君。

○7番

ということは、要するに、差額が500万、売ったほうが高かった場合に、それが500万円以内だったらという、そういう理解でいいんですか、そこだけ。それでよかったら、それで分かりますよ、ここに書いてあることは。そういうことでもいいんですか。町長うなずいてるけど、町長のほうが詳しいんやったら答えてくれてもいいけど。

○議 長

税務課長。

○税務課長

何度も同じ答弁になってしまいますが、要は、土地と、上物が建っておれば、その土地と上物の取引額の合計が500万円以下で長期譲渡所得に該当する低未利用土地等を譲渡した場合は、長期譲渡所得から100万円控除すると、こういうものでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

取引額ってじゃあ何なのよ。取引額って単に、私が例えば家を持ってて、それを売ったら500万以下でしたと。そこだけを見るのかって聞いているんですよ。その家を取得するのにかかった経費は見てくれないんですかというのを聞いているんですよ、さっきから。かみ合っていないのよ。これだけ読んだらそこが分からへんから。だからどうなのって聞いているんですよ。いや、もちろん課長は分かっていると思うけど、家を売ったら、売った分に全部税金かかるわけじゃないでしょう。当然、それを買ったか、自分で建てたにしろですね、かかった経費については引いてくれるわけじゃないですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

長期譲渡所得からということでございますので、長期譲渡所得というのは経費を引いた後ということでございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

今山口議員の質問のとおり、本当に、ちょっとここの説明だけじゃ分かりにくかったですけども、このパターンで、今土地の価格というのが数十年前に比べて、3分の1から4分の1になってる中で、こういうパターンの人というのは、実際平群町におられるということですか。これ、目的がよく分からなくて、私からすれば、ちょっとこれ、不思議だなと思ったのが、要は、小さい金額の土地転がしの助成金みたいな、訳の分からん形というんですか、大抵の人は、きちんと買って持っている人は損してはるので、これ、短期で確かに100万円の某場所で百何十万のものが、今二百何十万で売ってますから、そういうちょっとした土地転がしの人を優遇する制度なのか、ちょっとその辺がいま

ち、これ、何のための目的なのかがちょっとぴんと来ないんですけども、その辺ちょっと優しく説明していただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

これはですね、低未利用土地に対する土地の販売とかですね、要は、低未利用土地の適切な利用、管理の促進に向けてですね、譲渡価格が500万以下の一定の低未利用土地を譲渡した場合にはそのような特例制度を設けるということとございますので、低未利用土地を利用土地に変えていくと、そのような効果があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

井戸君。

○4番

具体的に平群では、もちろん取得価格というのがゼロというのは、100年以上前の方の土地だと、多分ゼロとかいう扱いになると思うんですけども、そういう方々の500万円以下のを100万円控除するのと、土地転がしと言ったらおかしいですけど、つい最近やったら百数十万円で売ってた土地が、誰かが購入して二百数十万円でまた売ってた。それがもし売れば500万円以下ですし、100万円の控除を受けたら、事実上、所得がゼロになるので、そういうちょっとした財テクというのか、そういう方々の後押しになって、さらに低未利用土地というか、そういうのを促進するという事でよろしいということですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

先ほどと同じ答弁になってしまいますが、低未利用土地を利用土地というふうに変えていくための改正でございます。

○議長

質疑ございませんか。山口君。

○7番

延滞金。

基本は、1か月までの2.6と、それからそれ以降の8.9は変わらないと。これ、法人税じゃなくて。その後ですね、法人町民税と、それから徴収猶予の場合の延滞金の割合を1.6から1.1ってこう書いてあるわけやけど、こ

これは、例えば1か月以降の8.9との関係で言うと、これはどうなるわけ。これを足すわけ。

○議長

税務課長。

○税務課長

この徴収の猶予の場合と納期期限の延長の場合につきましてはですね、これはもう1.1%ということになりますので、これにつきましては、納期限の翌日とかそういうのは関係ございません。

○議長

山口君。

○7番

ということは、2.6とか8.9は関係なく、初めから、要するに、そこから後の滞納分については、これまでの1.6を1.1にするということで。例えば、猶予してもらった場合、100万円あったら、1年で1万1,000円の延滞金しかつかないということでもいいんですね。だから、その猶予を受ければ、いつとき、税金本体より滞納金のほうが高くなるという、14.何%という金利のときは、今でも本則そうなってるらしいですけども、それがいつとき9%まで下がって、今は8.9ということになってるんですが、特段の事情があって、行政のほうが納税の猶予を認めた場合、コロナは別でかからないということですからいいんですけど、その場合は1.1%ですよと、そういうことでいいんですね。

○議長

税務課長。

○税務課長

法人の納期限の延長の場合もですね、納期限の延長を申請されてる法人につきましてはですね、その延長されてる期限までに見込納付というふうな形で、もう先に納付をされてこられますので、この延滞金の改正がございましたが、ほとんど影響はございません。それとですね、徴収の猶予の場合につきましてもですね、新型コロナウイルスの感染症とか災害に対する延滞金については別でございます。それで、平群町につきましてもですね、分納誓約等々で対応しておりますので、これにつきましても、平群町においては該当はしないというふうを考えております。

○議長

質疑ございませんか。



「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第29号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして  
日程第5 議案第30号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第30号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第30号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第6 議案第31号 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第31号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

ちょっと細かいことで悪いんですけど、この概要のね、この下の段のほうの「翌日から1月」というところの、ここに特例基準割合の右にプラスって書いてあんなねんな。改正案も、右にプラスって書いてある。これは何なんですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

このプラスというのは、特例基準割合、先ほど言いました、国が示している、現在1.6%、この1.6%に7.3%を足すと。現行で言いますと、8.9%ということになります。下の「1月を経過する日まで」で言いますと、特例基準割合が1.6%プラス1%で2.6%ということでございます。

○議長

山口君。

○7番

さっきの個人住民税のときは、もう前のやつがなくて、1.1になるということやけど、ここではまたこれ、ということはこれ、改正案で言うと、下のプラス1というのは7.3にプラス1なの。このプラス1.0ってこれ、何のプラスか全然分からなくて、実際にじゃあ幾ら取るの、利息は。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

実際、幾ら取るかと言いますと、現行で言いますと、上段で言いますと、特例基準割合が1.6%プラス7.3%で8.9%取ります。下段で言いますと、特例基準割合が1.6%プラス1%ですので、2.6%取ることになります。

○議長

馬本君。

○12番

先ほどの税の関係でありましたように、この1.6云々についてはですね、先ほど、たしか平成26年に、市中の実勢を踏まえ、最初はたしか1.9やったと思います。平成26年ですよ。その規定を整備されて、今回は1.6というふうに私は認識しておりますが、その点どうですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今議員おっしゃっていただいたとおりでございます。

○議長

山口君。

○7番

いや、だからそれだったらちゃんとね、実際幾ら取るか書いてくれないと。要するに、滞納した人が延滞金で利息取られるわけじゃないですか。滞納するほうが悪いっちゃ、そこまでの話になるけども。今の金利から言えばですよ、町が借金したって金利が0.何%でしょう。一般の住民が銀行から借りれば、それはもうちょっと、2%か3%は十分取られるんですけれども。いや、だから今の説明やったら、現行の、要するに、下の段の1か月以内は2.6%で、ほんで、1か月の後は8.9%でしょう。改正案もそれと一緒になの。何も変わってなくて、全く名前変えただけということやね。

というとな、さっきの個人住民税とえらい違うやないの。個人住民税は1.1%に下がるわけでしょう。足すんかいな、これも。さっきそれを聞いたんやで。それを聞いたら、その利率になると言うから、えらい引いてくれんねんな

と、えらい下げてくれんねんなど、こう思ったんやけど、整合性が取れないと思ったんですよ。今、今田課長の話やったら何も変わらへんと。要するに、延滞金というのが頭につくだけと、言い方がね。さっきの住民税も一緒なの、個人住民税も。さっきの説明、そうじゃなかったよ。何回もしつこく聞いたときに、何も変わってないの、じゃあ。もう議案終わってるけど。

○議 長

税務課長。

○税務課長

先ほどの説明でも申し上げましたが、延滞金ですね、普通の延滞金につきましては昨年と同様で、利率については変わっておりません。ただ、法人税の納期限の延長の場合の特例、これが1.6から1.1になったと。それともう一つですね、徴収猶予の場合につきましても、1.6が1.1になりましたと。ただ、新型コロナウイルスの場合とですね、それから災害等の徴収猶予は別であると、こういうふうな説明でございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

住宅の場合は徴収猶予とかいう制度がないから、そこは一切触れてないということでもいいんですか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

住宅の場合は、本則で言えば、14.6を特例で減額していると、これだけのことでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

特例猶予とかの制度はないんですかって聞いてんねん。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

ございません。

○議 長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第31号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして

日程第7 議案第32号 平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第32号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第32号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第8 議案第33号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例につい  
て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第33号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第33号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
10時15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時59分)

再 開 (午前10時15分)

○議長

それでは、引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第9 議案第34号 令和2年度平群町一般会計補正予算(第5号)に  
ついて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第34号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

一般財源としては四、五百万程度の補正ということで、主には前年度繰越金と、それから地方交付税、普通交付税、臨財債の増額というのが主になるんですが、今回の補正で、今説明あったように、当初予算の未確定財源、2億幾らがゼロ。基金の取崩しもですね、当初の分をそのまま入れるということで、基本的に340万の、今の段階でね、予算ベースで基金の繰入れが差引きで340万円ということで、単年度だけで見るとそういうことなんですけど、ただ実質単年度収支で見ると、前年度繰越金は基本的に関係ありませんから、まだ予算上、1億7,000万ぐらい、簡単に試算すると赤字というか、財源不足があると。それに、土地売払が4,000万ほどありますから、これも売れなけれ

ば、それも残って2億1,000万の赤字。見方としては、今の補正後の予算ベースでの収支見通しというのは、そういうことでよろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

補正予算後の収支見通しについては、今議員お述べのとおりでございます。

○議長

山口君。

○7番

今年度は、もう当初予算のときから議論してるように、駅周事業のしまいで、町が損失補填をすると。2億3,000万程度という話でした。ただ、まだ売れてない土地があるということで、それがどうなるかによっては、今年度でしまいする場合の町の負担分も若干変わってくるんだらうなというふうに思うんですが、当初予算にそれが入ってませんから、現時点での収支見通し、町がこの間、出してる決算ベースというか、財政シミュレーションで言うそうですね、一番新しい、私たちに示されてるのが昨年11月に出了た分ですけども、それで見ると、令和2年度の実質単年度収支は1億4,100万円の赤字というシミュレーションになってるんです。それも含めてですね、これには当然さっき言った駅周の分は入ってませんから、損失補填が入ってませんから、それも加味した場合、じゃあ今年度、今の時点でどれぐらいの予測をしているのか。もう既に11月の住民説明会は中止でも、資料は出すとおっしゃってたんで、当然、これが終わってから取りかかれるのかと思いますが、ある程度は出てるんだと思うんで、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま御質問ありました令和2年度の収支見込みということでございます。

先ほど補正予算のほうで説明いたしましたけども、令和元年度決算を受けまして、繰越金、1億6,600万円程度の増額、また普通交付税の算定に伴いまして、地方特例交付金や地方交付税の増額、臨時財政対策債の増額ということで、歳入としましては2億6,700万円程度の増額補正と、こういうことになってまいります。この増額補正によりまして、当初予算に計上しておりました2億1,300万円の未確定財源、土地売払は別にしまして、それを解消した上で、予算ベースですけども、約5,000万円を財政調整基金に積み立てると、そういうような結果になったところでございます。



このような状況からは、今後において、令和2年度で特段の財政出動がなければ、一定の不用額も加味してですね、相当額の黒字は見込めるものかなと思っております。額的には幾らになるか分かりませんが、数千万円程度の黒字は見込めるものかなというふうには推測いたしております。数千万程度。

「5,000万」の声あり

○政策推進課長

数千万。ちょっと額についてはまだ分かりませんが。

ただ、先ほど議員からもありましたように、駅周辺整備事業の終結に向けた損失補償費がですね、その財源手当てが必要でございます。現在はですね、その財源手当てに苦慮しているところでありまして、損失補償ですね、今後、令和2年度の補正予算において計上してまいるわけでございますが、その損失補償の額によってはですね、現在のところは、赤字決算の可能性も念頭に置きながらシミュレーションも立てているところでございますが、駅周事業の損失補償金のことを念頭に置きますと、今後もですね、さらに慎重な財政運営に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長

山口君。

○7番

今年度、数千万の黒字予測って、そんな甘いですかね。今の時点で、基本的に2億足らんわけですよ、予算ベースでね。不用額ももちろん出てきますから、ただ一般財源としての不用額がどれぐらいになるか。多いときで2億、それですとんとんになるかという分でしょう。それで見ると、数千万って、数千というのは、大体六、七千万というのが数千万と私は思うんですが、一般的にはね。5,000万前後ということになるんですが、ここで何ぼ議論したって架空の話ですからいいんですが、その駅周のしまいをどうするかというのは、早めに議会にも示していただかないと駄目ですよ。全部売れてしまえば、それはもうそれですぐできるんでしょうけども、もちろん、ただそのしまいによっては売れてない分については、じゃあどう扱うのかということによって、町の一般財源をどう使うのかということにもつながってくるし、借金でできるのかどうか知りませんが、なかなか難しいというふうにも聞いてますし、その辺は今後、しっかり説明していただきたい。

それでね、損失補填、この前のときは2億3,000万から4,000万という試算でした。土地が全部売れてね。売り方によりますよね。安くなれば、

当然その分、町の負担は増えますし、高く売れば減りますし、売れなければその扱いをどうするかということになるので、それによって変わってくると思いますけれども。

それとね、今回目玉になってるのは、地方交付税がここ二、三年、毎年1億円以上当初予算より多い。これはなぜなのかということ、もし調べておられるならそれを答えていただきたいのと、普通交付税と臨財債で9,100万ほど増えてるんですけども、この今年度についての要因。それと同時にね、幼児教育の無償化。昨年度は半年分で4,000万、町は1,000万しか予算組んでませんでしたけど、4,001万円入ったんですよ。ということは、年間8,000万ということなんです。今年度は交付税措置ですから、今度の普通交付税が確定した金額の中に幼児教育・保育無償化の交付分は幾ら入ってるのか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

2点ばかり質問いただいております。

まず、1点目の普通交付税の増額の要因でございます。

当初予算と比較して1億程度の増額ということで、今質問いただきましたけれども、普通交付税と臨財債合わせて1億円程度ということの御質問かというふうに理解しております。当初予算との比較、普通交付税だけで申し上げれば、当初予算の計上額が21億でございましたので、補正予算後で7,852万4,000円の増額と、こういうふうになっております。

増加の原因でございますけれども、大きく分けて申しますと、基準財政需要額の中で地域社会再生事業費というのがございまして、これはですね、地方団体が地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策を自主的に取り組む費用ということになっております。具体的にはですね、人口構造の変化によって生じる課題に対応するために、人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口比率などを基に算定されるものでございまして、それらで、算定上はプラス3,100万円。続いて、地域の元気創造事業費というのがございます。これは、地方団体の行革努力とか地域経済活性化の成果が問われるものでございまして、具体的には、職員数や人件費、地方債残高の削減率などを加味して算定される費用で、これらが1,600万円程度の増額でございます。それと、増の大きな原因としましては、包括算定経費ということで、これは、人口と面積を基本とした簡易な算定を行う新型交付税ということで導入されているものでございますけれども、これについては、人口が少ないほど、需要額算定に当た

っての係数が上がってくるということで、プラス1, 200万円ということで増加しております。

なおですね、減少分としては、公債費分で減少しているものもございます。平成10年当時の減税補てん債の償還のほうも大分済んでおりますので、その辺の公債費については減少しているというところでございます。

ただいま申し上げましたのが、当初予算と比較して、普通交付税が大きく伸びた原因でございます。

それともう1点、幼児教育の無償化に対する交付税措置の件でございます。

幼児教育につきましては、確かに、令和元年度の10月の消費税引き上げのときから幼児教育の無償化ということでなされております。令和元年度の決算におきましては、国のほうから、子ども・子育て支援交付金ということで、4,000万円の歳入がございまして、それに対しまして、平成30年度決算と令和元年度決算を比較すると、こども園の保護者負担金ベースで単純に比較すれば2,000万円減っていると。保護者負担金で2,000万円減って、歳入で、子ども・子育て支援交付金で4,000万円増えているということなので、単純に見ればですね、数字上だけで見ればプラスになったと、そういうような結果になっています。

それで、幼児教育の無償化が通年化になった令和2年度は普通交付税で措置されると、そういうことになっておりますけれども、一体どういうふうに普通交付税に算定されているか、そういうことでもございますけれども、これについては、どの費目に幾らが算定されているかというのは詳しく分かりませんが、県のほうが出しております普通交付税の算定結果の資料によりますれば、幼児教育の無償化分については、基準財政需要額の中の教育費のその他教育費の人口ということで、令和元年度の算定と比べて、令和2年度の算定は540万円の増。続いて、教育費のその他教育費、これは幼児数でございまして、その幼児費については1,000万円の増です。併せて、社会福祉費というものがございまして、これについてはですね、令和元年度算定、令和2年度算定を比べますと、8,300万円増えております。

当然、こういった普通交付税の算定、幼児教育の無償化についてはですね、最終的には密度補正係数と、そういう係数がかかってきますので、一体どこに何がどれくらい入っているのかということは詳細には分かりませんが、ただいま申し上げました教育費、社会福祉費の中でですね、基準財政需要額としては約1億円程度が算入されておると、そういうような理解でございまして。

○議長

山口君。

## ○ 7 番

もともとその当初予算で交付税の額を、予算を決めるときにですよ、全部そういうのを計算してやってるわけでしょう。ここんとこ人口減っているのに、本来なら、地方交付税って人口1人につき幾らという基準もありますから、人口これだけ減っているんだから、本当は減るのが普通なんですけど、ただ全国的に人口が減る中で少子化対策ということで、交付税にも、その分プラスアルファで見てる、今もちょっと説明ありましたが、これはこの間、何回もそういう答弁されてるわけです。そのことは、まだいつまで続くか分からんけども、とにかくまだ続いてることなんですね。それも含めて予算立ててるわけなのに、毎年毎年、1億近くもですね、昨年度は1億2,000万ですから、昨年度は特交も入ってますから全部で1億2,000万ですけども、今回、これ両方で9,000万、特交は分かりませんからあれですけども。いずれにしても、それぐらい当初予算より多いというのは、私はきちんと計算してですね、需要額と両方計算して、収入と需要と計算して出してるわけですから、それでもこれだけいつも多いというのは、出したより少なかったら、それはそれで大変だから、少なめのほうで、予算より実際増えるほうがええのかもわかんないですけども、ただやっぱね、その辺はもうちょっときちんと計算をしていただきたい。

幼児教育無償化についてもね、こんなん分かっておかしいんですよ。当然国のほうはですね、交付金で4,000万ということなんですけど、平群町はこども園二つで、要するに8,000万の、国の基準で言ったら、昨年9月まででしたら保護者からもらわなあかんというのを、ずっと7割と言ってきましたけども、いろいろほかもあるから、相当保育料を抑えてましたからね、その分当然余るだろうというのは、この間言ってきました。だから、去年で言ったら、当初予算1,000万しか組んでないけど4,000万出たと。親からもらうそれまでの金は2,000万なんですよ、半年で。ということは、1年間で親から4,000万もらってたのが、今度国から8,000万来るということになるんですね、単純に言えば。ということは、4,000万、歳入が今度のこと増えるはずなんですよ。だから、特にその1年目である地方交付税で幾ら入っているかというのはしっかりね、そんな県に聞かんでもですね、ちゃんと調べれば出るでしょう。だって、交付税はそういうもんでしょう。全部積み上げて出して出してるわけだから。今相当細かく、今回初めてですよ、今それぐらい細かく。大浦課長には悪いけど、今までそういう説明なかったよ。今回、巳波課長のほうで相当細かい説明もしてくれたから、そういう積み上げで出てるのは分かるんですがね。きちっと正確に出せとは言いませんけども、その

辺はね。特に今度、子どもの教育無償化の問題ではね、1年目ですし、やっぱりきちんと出していただいて、その余った金は当然子育て支援に使うべきだし、そうするってずっとおっしゃってるわけだから、その金額を出してですね、子育て支援策をもうちょっと充実していくと、これまで以上に充実していくということが大事になってきますので、そこはきちっと出してください。それはもうそれでいいですわ。

それからもう一つ、これはちょっと中身の話になりますけど、議会運営委員会のときにもらったこの資料と、実際に出てきたのは変わってますよね。それはいいんです。2週間ほど間ありますから。何が変わってるかというのと、要するに西小の500万円、これが出てきたのと、あと人件費が整理されたんかな、変わったかな。ほんで、この西小の500万円、そのまま使うかどうかは知りませんが、傾斜地の調査ということですが、これじゃあ、アンカー何とかに年間300万で借りてもらうために、今後まだまだ金が要るんじゃないかという危惧をするんです。当然、貸すに当たって、安全面ちゃんとしないといけないのは当然のことですし、そのことが駄目だというんじゃないし、これは調査でしょう。調査して、当然補修しなければならないということも起こり得るわけですよ。それは調査してみないと分からないんですが、西小学校の、貸すまでにまだまだお金がかかるということになるのかどうか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの質問でございます。

まず、西小学校の調査業務につきましては、議会運営委員会のときに正確な数字といたしますか、詳細の説明ができていなかったことについてはおわび申し上げます。

それと、質問でございますけども、西小学校の敷地安全に係る調査費ということで、500万円を計上いたしております。内容につきましては、先ほども簡単に説明申し上げましたけども、いわゆる、特に体育館、南側ですかね、あそこの現況測量を行ってですね、崖といいますか、ちょっと擁壁があって、地山が見えているようなところがございますので、そちらのほうの縦断面、横断面の測量を行って、傾斜面の角度を正しく測量する。併せて、その傾斜面の土質の歩合を調べるために、いわゆるボーリング調査をやりましてですね、土全体の体積重量等を求める、そういう調査でございます。それらの結果によりまして、いわゆる土質調査に基づく、そういった地盤の安定計算を行いまして、安全性を確認していくと、それが調査の基本的な内容でございます。

この調査をやった後ですね、どのようになっていくかということなんですけども、今現在、日本建築あと施工アンカー協会に当たって、西小学校の施設利用に当たって、どのような改修工事が必要かということについては継続的に検討されてですね、具体的なプランニングがなされていると、そういうところでございます。

体育館等の必要な改修費については協会側で負担すると。これは、応募のときからの約束でございますので、そのようになっていくかと思えます。ただ、その利活用に当たって、西小学校が市街化調整区域に立地しているということで、その用途変更に当たって、都市計画法に照らし合わせて県と協議を進める中ですね、いわゆる西小学校の敷地、擁壁を含むものが現行法令に照らして的確かどうかを判断する、確認する必要があるという、そういう県の指導もございましたので、このような調査を行うものでございます。

ただ、アンカー協会としてはですね、この西小学校を研修センターとして位置づけられておりました、常設の試験会場や講習会場として利用する意向を示されております。その上で、特に体育館南側の敷地の安全性を確認する必要があることから、このような調査を行うものでございますけども、調査の結果、確かに言われるように、どういうふうになるかもわかりませんが、行政側とアンカー協会側でどのような役割分担していくか、費用面についてもですね、そういうような話が出てくるわけでございますけども、できる限りですね、行政側の負担が最小限に抑えられるように、その上で、利活用がうまく進むように、今後も協議を進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長

山口君。

○7番

分かりました。

ただね、早く借りてもらわないと駄目なんでしょう。もちろん、安全性の問題ありますから、そのとおりなんですけど、じゃあ今の段階ではもう来年度にはちゃんと借りていただいて、活用できるようになるというふうに、町としてはどの辺をめどに置かれてるんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

具体的な利活用の時期につきましては、当然、今回の調査業務の結果によって変動する場合もございますけども、今のアンカー協会と我々との協議の中では、来年度中には利活用をしていただくということで、そういうふうに思っ

おります。

○議 長

山口君。

○7 番

分かりました。

それと最後に一つだけ。

これ、あんまり今まで聞かなかったんですけど、今回、還付金が400万でしたっけ、入ってますよね。税金の還付ですけれども、増えるということなんですけどね。これ、ちょっと今まで聞いたことなかって、ちょっと疑問に思ったんですけど、年間どれぐらいあるのか、決算書を見れば分かるんですけどね、どういふのが多いんですかね。傾向としてというか、結構金額大きいんですよ、還付金って。どういふものが中心なのか、ちょっとその点。今回、増額補正ですから、還付する金が増えたということなんでしょうけど、その点どうですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

還付金につきましては、毎年、確定申告等によりましてですね、過年度分の還付や、また現年度分ですね、課税額から控除できない税金をこの還付金で返還しているものでございます。今年度につきましては、高額還付者がいたこと、また還付者の増加によりまして補正が必要になりました。今年度につきましてはですね、配当割控除額と株式譲渡所得控除額の増加によりまして、それで、今回、ほとんど今年度の予算、700万円を使い切っておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

先ほど、山口議員のほうから西小学校のことが出たんですけど、ちょっと違う観点というか、よく似てるんかもしれないですが、まず南側、南側と言うておられたんですけども、西小学校ってそもそも全てが擁壁に囲まれてるわけで、ぱっと見て、プロだったらぱっと分かるらしいんですけども、私も若葉台の方から、ここ危ないよとか、特に指摘されたりするんですけども、擁壁というのは、ほかにも水道局も含めてですけど、全く調査をされてないはずなんですけども、安全性についてですね、耐震性について。そこに考えた場合、南側だけ

で、今回いいのかという部分が1点ですね。言うなれば、こっち側の東側は見なくていいのかですね。あそこもそこそこ高いですし、急ですし、崩れたらえらいことになるのかなとは思いますが、そういうのが1点と、平群町としては、今回、調査だけで500万、何百万下がるか分からないですけども、トータルの総工費がどこまでぐらいまでならオーケー出せるのか。収入はもう分かってるわけですから、年間300万ですから、収入から考えた場合に、どこまでのお金を出すのかなというのを2点お聞きします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

西小学校の擁壁の安全性の確認ということでございます。

現地のほうは議員もお分かりかと思えますけども、西小学校の敷地については、当然、北側、東側ですかね、あの辺については、県道の拡幅工事で、しっかりとしたブロック積み、擁壁等がなされておりますので、広い県道のところですね、目視で見える限り、大丈夫かなというふうに思っております。南側についても、旧の県道等、一定の差はあるかと思えますけども、そこもブロック積みがきちりとされているというふうに理解しておりますので、やはり敷地の安全性、擁壁の安全性を確認するという意味ではですね、特に体育館の南側ですね、あそこがちょっと地山みたいなどこになってますので、あそこが一番危険であるというか、安全性を確認する必要があるということで、今回はそちらを確認するというところでございます。

今後、どれだけの費用がかかっていくのかということでございます。

先ほども言いましたけども、今回の調査業務によって、西小南側ですね、その地山みたいなどころの安全性が確認されるということであればですね、町側の費用負担はそこで終わってくるかと思えます。ただ、アンカー協会側と行政側で、今後どのような費用負担をしていくのかということについては、当然協定なりですね、きちり結んでいく必要があると思えます。現時点で、今後、行政側の負担ですね、どれくらい思っているのかというようなことではございますけども、ちょっとまだこれから調査業務にも入りますもんでですね、現時点ではその辺の金額については、ちょっとまだ分からないということで、御理解お願いしたいと思えます。

○議長

山田君。

○9番

いろいろと西小学校のことについて説明を頂いたんですけど、500万とい



うお金が投資的なお金になる、これから利用していただくことに対する保証というか、布石になるためのお金であれば、特に高いと、私は個人的には思わないんですけどね、そういう意味で何点かお聞きしたい。

先ほど、測量ということがあったんですが、測量自身はやられてるのかなという私の考えがあったんですが、のり面の現状を調べるとのことでの測量ということのお話でした。そういう意味では分かるんですが、あの西小学校の体育館についても建築確認も取られてるはずですし、当時、基準法的には問題なく建てられてると思うんです。ただ、基準法も、その後もいろいろ変更点も生じましたし、耐震性の問題も、新耐震も変わってきたということもあってですね、いろんな県の指導もあると思うんですがね、正直言いましてね、今現状で地質調査をやるということは、ある意味、問題なく進んでいくであろうという考えがあると思うんですよ。あるから使うと思うんです、その500万を投資すると思うんです。

というのはね、日本の地質というのは、現実的には、そのバックデータ、確実な根拠が必要なために地質調査するんですけども、のり面についても、明確なのり面の状況でなくてもですね、お金かけなくても、簡単なのり面の形状というのは分かりますよね。素人でも、測って、当然、役場の中では事業部もあるんですからできるはずなんです。地質も、その範囲、その周りの地質の状況というのは、その地質の協会の中ではある程度分かっているわけでしょう。そのためのバックデータを持って進められるんですよね。というのは、あと施工アンカーというのは、私も聞いてるところによると、体育館というのは、利用価値というか、それを利用したいという思いが強いわけでしょう。体育館がもし使えないとなったときにはですね、この話自身がなくなるという可能性もあるのかなという心配もあるわけですよ。そういう意味では、投資的にこのお金を使われるのかなと。要は、西小学校の跡地を利用していただくためにこの500万というお金を投資されるのかなと、私はそう思うんですが、その点については、今どういうふうにお考えなんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

何点か質問いただいております。

現況測量につきましては、当然、傾斜面の角度を正しく測量するということで、改めて実施するものでございます。

地質調査についてもですね、議員が今質問で述べられましたように、当然、投資的に利用するために確認するという意味で実施するわけでございます。西

小学校については、アンカー協会が利活用するに当たって用途変更すると。当然ですね、用途変更に当たっては安全確認をしていくというのが県の指導でございます。小学校のまま使っていくということであれば用途変更ということではないんですけども、利活用に当たって用途変更する。ただ、体育館の南側についてはですね、一部増築されたようなところもございます。当然、それについては建築確認も下りておりますので、我々としてはですね、やはり増築部分が、建築確認は下りておりますので、いわゆる利活用に向けて、投資的な経費を計上したと、そういうように思っております。

○議長

窪君。

○10番

町制50周年についてですが、先般の議会運営委員会で一部、課長のほうから御説明あったと思うんですが、今回、補正に上がっていないのか、今現状ですね、少し御説明をお願いしたいと思っております。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

町制50周年に向けての取組ということでございます。

期目的には、来年の2月1日に50周年を迎えるということになってまいります。その50周年に向けた取組の一環として、先ほど議場のモニターにも映ってございましたけども、ロゴマークのほうですね、パターンAとパターンBということで、2種類作成させていただきましたので、それについては、今後、印刷物、刊行物等に利用してまいりたいと、そのように思っております。

50周年に向けた取組ということでございます。当初、我々はですね、50周年という節目になる、その年を祝おうということで、一定の式典、来賓の方も来ていただいて、あと何か催物もしたいと、そういうような思いも持っておりますけども、昨今からのコロナ禍の影響におきましてですね、町のイベント行事をほとんどというか、全て中止をされていていらっしゃる状況でございます。そのような中でですね、50周年をどのような形で迎えるのかというふうなことになるわけでございますけども、今の基本的な考え方としましてはですね、通常の式典のような、ちょっとそういった派手といいますか、対外的に大がかりなことはできないかなというふうに思っております。一応、式典は式典でございますので、どこまで費用をかけてするかということになりますけども、やはり50周年という大きな節目でございますので、何か形になるものを残さなければならぬ、ぜひそのようにしたいと思っております。それが、刊行物にな

るのか、ちょっとした式典をするのか、まだこれからちょっと考えていくわけ  
でございますけども、やはり何か形になるものを残してですね、町民の皆様  
に見てもらえるような、そのようなものを、今検討しているところでござい  
ます。

○議長

井戸君。

○4番

ちょっと変わりますが、保健衛生費で、王寺周辺広域休日応急診療所で新型  
コロナウイルスの件について、入り口を変えたりとかいうことなんですけども、  
これ、前々から私もいろいろな要望を聞いておりまして、私自身も不便を感じ  
たところがございます。

まずですね、2点あるんですけども、そもそもここで新型コロナウイルスを  
測るといいますか、検査できる体制を整える予定があるのでしょうか。これ、  
かなり必要ではないかと思うんですけども、そこが1点ですね。

あと、せっかく改修するという事で、関連になるかもしれないですけども、  
ここレントゲンひとつないんですよ。ですから、例えばですけど、肺炎なの  
かどうかというの、骨折なのかどうか、実際よく分からないという、本当  
に軽い診療所なんですよね。その割にはかなり人も来るといことなので、広  
域もありますから、1点はコロナウイルスの検査も今後考えていくのかどうか、  
計画にあるのかどうかという質問が1点と、もう1点は、要望としてですね、  
正直、安いもので結構ですので、レントゲン。レントゲンも、精度によってい  
ろいろなものがあるらしいですけども、最低限、例えば肺の影が分かる程度、  
薄くでも分かる程度。何も、大学病院のようなきっちりしたものではなくても  
いいので、そういうレントゲンぐらいは置いておくべきではないかと思うん  
ですけども、その辺の要望を上げてほしいと、広域ですので、その辺と2点、  
答弁をお願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますけども、今度の休日診療所の施設の改修工事  
につきましてはですね、あくまでも3密対策ということでございます。今現在  
ですね、入り口で分けることができおりません。今回考えておりますのは、  
入り口で熱のある人、ない人をですね、今度、インフルエンザの関係でですね、  
インフルの罹患者とそうでない方を分けるということの改修でございます。イ  
ンフルの方につきましてはですね、もうそこでインフルが分かった段階で、通  
常の入り口から入ってもらって診察を受けてもらうと。熱があるんですけども、

インフルじゃないという患者さんにつきましては、コロナの疑いがあるということで、別の部屋から別の診療施設に入ってもらおうということの区分けをするということでございます。

今現在ですね、入り口で簡単なプレハブみたいなものを建ててやってはったんですけども、それが大きな風で飛んでしもうたということで、今はちょっとない状態で、入り口でされてる状態なんですけども、こういう改修の工事で、全体で1,485万円ということの分で、平群町の案分、負担割合で補正をさせてもらってるんですけども、議員の御質問はですね、PCR検査の話やと思うんですけども、実は7町のお医者さんの関係なんですけども、結局、医師会がですね、生駒地区医師会と、それから北葛医師会と分かれています。その関係上ですね、お医者さんの連携があまり取れてないというのが現状でございます。

それと、近隣ではいろんなところで進めてはる、考えを持っているところあるらしいんですけども、まだ7町では、担当者レベルでいい方向に進めたらいいなという話は進めてるんですけども、何ほど、やっぱりお医者さんの協力がなかったらできませんので、今のところ、まだ白紙の状態でございます。

それから、レントゲンの話でございますけども、私も利用したことあるんですけども、簡単な問診ぐらいしかできてないような状況でございます。それにつきましてはですね、議員のほうからこういうお話もありましたということで、広域の事務局のほうには伝えていきたいと思っています。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。山田君。

○9番

17ページの農林業振興費、この設置工事、福貴畑の第4団地と牛ヶ塚池のしゅんせつ工事ということなんですけども、両方で1,000万ということで、その内訳と、あとその他のところの補助金、これ、土地改良団体連合会、土連なのかなと思うんですが、その確認。

それから、土地改良適正化事業の拠出金が、当初が176万9,000円を予定してたのが、減額で114万4,000円。この辺の流れというんですか、少しちょっと説明いただきたいと思います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

そもそもの話は置いとしまして、この17ページの財源内訳なんですけども、国

庫支出金については600万円、その他については、これまで地元と町で拠出していたものが戻ってくるということです。拠出金の減額114万4,000円につきましては、そのうちの14万4,000円につきましては、今年度から拠出をスタートするつもりでした上庄地区の田部池という池があるんですが、そのしゅんせつ工事、これの拠出金を14万4,000円、令和2年度で予定してたものが、実際、ため池の水を抜いてですね、しゅんせつ土量を詳細調べましたところ、水がたまってて分からなかった部分がありまして、かなりしゅんせつ土量が増えるということで、事業費総額が大分増えるということで、今回、事業費を改めて詳細調べまして、その上でまた事業の採択をお願いするということになりました。よって、今年度の14万4,000円につきましては、拠出金を削除しまして、令和3年度以降に正しい事業費を算出してですね、地元の拠出金もございますので、地元とも協議をして、どう進めていくかということも含めて協議していきたいということです。

その114万4,000円のうちの100万円につきましては、令和2年度が拠出金の最終年度になるんですが、地元が50万円、町が50万円、合わせでの100万円。これについてはですね、工事請負費、予定しています1,000万円の1割の100万円ですが、これはですね、最終年度、町のほうで工事発注しますので、拠出するという必要はないということが分かりましたので、当初予算では拠出金という形で100万円を見込んでたんですが、最終年度、町で工事を発注するということになりますので、100万円は必要ないということで減額をしております。

先ほど、その他費の300万円ですが、議員お述べのとおりですね、土地改良団体連合会に拠出した分が返ってくるということです。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第34号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第10 議案第35号 令和2年度平群町介護保険特別会計補正予算  
(第1号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第35号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

消費税10%で、基本的に1号から3号まで保険料が下がったということ  
でね、下げて、一方で繰入金が増えるということなんですがね、昨年度のね、当  
時平成31年の当初予算の保険料収入と今年度の保険料収入の予算だけを比べ  
ると若干減ってるんですけど、これは、65歳以上は年々まだ増え続けてるで  
しょう、1号被保険者は。その中で減ってるのは、何か理由があるのかどうか、  
その点どうですか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

保険料、予算が減っているということなんですけども、高齢化率は年々増加  
しておるという状況なんですけども、65歳以上の方については、あんまり増  
えていない、横ばいのような状態になっています。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

それとね、今回の補正は繰越金と、それから還付金、この二つやね。還付金が4,000万超えるって、ここ数年なかったんですよね。少ないときやったら1,000万もいかない。これ、4,000万も還付金が出たというのは、どういう理由によるものですか。

○ 議 長

福祉こども課長。

○ 福祉こども課長

償還金の増加理由の御質問と思います。

今年が4,105万3,000円、昨年で1,000万ぐらいと思うんですけど、例年、国と県の負担金については、県が2年前の実績を下に概算で交付をされまして、現年度分で実績に応じて精算というのができてたんですけども、令和元年度については事務を簡素化するというので、その現年で変更申請ができないということで、結果的に全て翌年度の精算となったため、増加になっています。

以上でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

それって、今年度だけ特別そういうことが起こったということ。今年度というか、昨年度やね、昨年度分の償還金やから。そしたら、今後はそういうことは起こらないということではないんですか。

○ 議 長

福祉こども課長。

○ 福祉こども課長

それについても、県のほうに確認はしたんですけども、元年度は試行的に簡素化という目的でやっているということで、令和2年度についてはまだ未定ということで聞いております。

以上でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

3年に1回の見直しで保険料を決めたり、計画立てるわけやけども、そんな3,000万も4,000万も次の年に償還せなあかんとかということになったらね、じゃあこれ、今第8期の策定委員会が始まってますけども、どう取る

んやということになるわけですよ。それだけでなく、今年度の決算見込みが出る前に、ほぼ策定委員会の8期の計画が決まるわけですよ。それも含めて過大になってるわけですよ、介護給付費がね。だから、実際より高い金ばかり取ってるということも、それが全てじゃないけども、あるわけですよ。

第7期も、その前の6期も、計画の八十何%ですよ、給付費が。だから、十何%も高く保険料取ってるわけですよ。だから黒字になっていってるわけ。でも、それが今度みたいに4,000万も乖離が出てくると、保険料でいうたら1割ですよ、年間保険料の1割も、後から返したり、もらうことはあるのかなのか分かんないですけども、そういうやり方っていかがなものかと思うんですよ。そんなことはもうあれですか、今度の決算出るずっと前、大体4月にはある程度還付金が幾らになるか、4月じゃ分からへんのか、5月の出納閉鎖にならんと分からんみたいやけど、そんなだったら、計画は一体何のための計画やということになるわけです。最後の年ですよ、むちゃくちゃいいかげんな実績で計画立てることになるんですよ。その点はどうなんですか。今度の、だから、介護の策定委員会でも、前回もそうでしたけど、そんなところで、給付費の計画が過大になってるというふうに思うんですが、担当課としてはどう考えてますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

償還金の翌年度に精算というのと、4,000万になって計画に影響があるんじゃないかという御質問だと思うんですけど、実績につきましては、年度末ぐらいには大体、精算ができないだけで、金額は随時把握しているので、計画には影響ないように考えていきたいと、そのように考えてます。

○議長

山口君。

○7番

ということは、今度の4,000万も3月末あたり、4月の初めあたりには、これぐらい出るというのは分かっていたということですね。分かりました。それだったら、でも3月じゃ遅いんですよ。策定委員会は、遅くても1月の終わり、2月の初めには決めなあきませんからね。だから、それは言うておきます。

それとね、今回は特別だということなんで、あれですけども、今年度の収支予測について、第7期の3年目ですから、普通でいけば赤字なんですよ。何回も言うてるように、3年を1期としてますから、同じ保険料で3年間取るんですけども、給付費は増えますから、当然、3年ならした金額で保険料取っ



てるので、給付費の計画と実績が98とか9であればですよ、100とかであれば、第7期の1年目は黒字、2年目はとんとん、3年目は、1年目の黒字分が赤字になるというのが一番理想なわけですよ。でも、今回、7期の場合は1年も2年目も黒字でした。計画に対しては85%ぐらいです、実績は。そういう状況の中で、今のは全体の話をしましたけど、今年度だけ見るとですね、もともと当初予算では基金繰入れが858万、これは赤字ですよ。予備費100万組んでますから、差引き750万の、予算ベースでは赤字予測だったんですが、今9月ですから、もう既に7月ぐらいまでの数字は出てるのか分からない、まだ半年もありませんが、今年度単年度の実質単年度収支はどれぐらいだと見てますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

今年度の単年度収支ということなんですけども、2年度については、4月から7月の4か月分ということなので、給付費全体では、大体約18億円ぐらいということで見込んでおります。去年からいきますと、約17億ぐらい給付費です。若干増えていくだろうと考えてます。

発言する者あり

○福祉こども課長

今年度、4か月から、それは実績を下に単純に3か月、3倍させてもらって、約18億円ということで給付費を予測しています。昨年給付費全体では約17億円です。それよりは増加していくと、そのように見込んでいます。ただ、まだ4か月ですので、あとどうなるかというのは、ちょっとはっきりしたことは言えないというような状態になってます。

○議 長

山口君。

○7 番

1億円ほど増えるんだったら、その1億円に対して、1号被保険者の割合が23%でしょう。2,300万。要するに、2,300万、ほかは全部ひも付で来るんだから、平群町の場合、調整交付金が平均より低いですから、もらうのが少ないですから、その分若干損しますけど、それだしたら、去年より2,300万減るだけやから、これ還付金を除いて、平群町の昨年度の黒字、4,000万でしょう。4,000万足らずかな。ということは、とんとんより黒

字に近いほうになるということになるわけですね。分かりました。

それからですね、これはまだ今後、策定委員会で決めることだといつもおっしゃるんだけど、何回も引下げ議案を出している以上、一番気になるんで、本来なら、今7期の途中であっても引き下げるべきだと、昨年も今年も言ってきました。議会で否決されてますから、もちろんそうはなっていないんですけども、そのときの当局の答弁はですね、3年を1期としてるんで、見直しのときにやりたいと。議員の引下げに反対の意見も、3年ごとにやるべきだという意見でした。それも分からんことはないですけど、ただ取り過ぎてるんで出したわけですけども、8期、今4億3,000万基金あるんですよ、今年度の黒字も入れて。先ほど、今年度も赤字にならず、二、三千万の黒字になるかなというような話でいくと、大体4億5,000万の金が余ることになるんですよ。当然、そのうちの大半はですね、前も言いましたけれども、余った金というのは、1号被保険者の保険料だけが予定より多くなってるわけやから残るんであって、その金を保険料で還元するのは当然ですから、担当課としては、幾らぐらい下げるとするか、幾らぐらい基金を取り崩して、8期の保険料軽減に充てるつもりをしてるんでしょうか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

基金の取崩しの額、担当課としてということなんですけども、安定して3年間、マイナスにならないようにということですので、一定の必要は考えてます。ただ、今4億5,000万ぐらいの見込みの基金に対して、一遍に下げると、今度、9期のときにまた上がる可能性もあるんで、それについては、策定委員会で、それも含めて検討していきたいなど。ただ、マイナスになることはできないので、一定の基金は必要と考えています。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

3年前も一緒のこと言ってるよ。課長替わってるからな。3年前も一緒のことを言って、当時3億5,000万あった基金を1億5,000万、計画上は取り崩すことになってたわけや。普通でいけば、計画どおりやったら2億残ってそんでよかったわけですよ。でも、今度の、まだ結果は出てないけれども、見込みとしては、4億5,000万、要するに2億積み上げてしまったわけやんか。1億5,000万減らさずに2億積み上げてしまった。だから、前回も

それやった。3億以上もあるんだから、2億から2億5,000万は取り崩すべきだと。そのとき、斑鳩の例も言いました。斑鳩町は、取りあえず、基金で残った金のうち、3,000万だけ残して、後は全部保険料軽減に使うというのを、もう決めてるんです。それは何でかといったら、計画に正確性があると思っているからですよ。平群町は、計画が相当狂って、1億、2億赤字になったらどうしようという、計画そのものに自分たちが信用してないからや。

だから、例えば平群町の場合は、私は5期ぐらいから委員もさせていただきましたけど、そのときは、5,000万残すというのが、それまでの慣例的な話やったわけですよ。それを前回なんかはですね、3億5,000万もあって、3億も取り崩したら、次、8期作る時、困りませという意見、当然出ますよ。出ますけども、そんなこと言い出したら、ずっと基金を億単位で持っておくということになっていくわけですよ。制度としては、当然3年に1回の見直しですから、国の制度変更、若干いろいろ変わってきます。その変わったことも含めて計画立ててるわけだから、そこはしっかり自信を持ってやってほしいんです。

それから、策定委員会で決めるというのは、もう言い訳にすぎませんよ、はっきり言いますけど。ほとんど事務局が出した案が全部通っているんですよ。事務局が全部その説明してるんですよ。今年もコンサルを入れてやるのかどうか知りませんが、調査とかコンサルでええですけども、肝心なところは職員でちゃんとやっていただきたい。この機会にそのことは言っておきます。今回、委員でも何でもないので、そういういい機会がないので議会で言っておきますけども、そこはちょっとしっかり考えてやってもらわないと、払っている人は、余らすためにお金払ってるわけじゃないんですよ。

介護の場合、全く死ぬまで使わない人もいっぱいいるんです。介護保険料は払いっぱなしの人もいるんです、医療と違って。医療の場合は、絶対何らかの病気になったりけがしたりいろいろしますから、医者にかかったことないという人はほぼいない。でも、介護は違いますからね、やっぱりそこはしっかり認識していただいて、町長、よう聞いておいてくださいよ。それを考えて、策定委員会でも事務局の案をきちっと出していただきたいと思いますので、これは最後、お願いしておきます。どれだけ取り崩すかと、今これだけ取り崩すと言われへんわけやから、そういうふうに、きちっと平群町としても一定の基準を作って、残す金は幾らにするのかというのは決めていただければというふうに思うんで、そのことはお願いしておきます。

○議長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第35号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11時37分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第11 議案第36号 平群町道路線の廃止について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第36号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

太陽光発電で開発ということなんですけど、相当急な谷ですよ、ここはね。それについては、今日の議題ではないんですが、担当課も別になるんかもわかんないですけども、規模が小さいから、いろんな承認は必要ないんだと思うんですけども、ちょっとやっぱり崩れてるところが全国的に多いもんですから、きちっと指導していただきたいということが一つ。

それからですね、信貴畑については道路を廃止した後、事業区域の部分については、今説明あったように、譲渡、買ってもらうということになるんだと思うんですが、それは今後のことでしょうけども、櫛原のほうはこれ、事業終わってるんだったら、新しい道路については町道認定するのか、それとも私道として使われるのか、その辺はどうなんですか。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

新しい道路がございます。この道路につきましては、地元からは町のほうで管理してほしいような思いがございますが、今現在、換地処分中ということでございます。町としましても、まだちょっと検討中ということで、はっきりと、地元から町に移管ということは、まだ決まっておりません。今検討中ということでよろしく申し上げます。

○ 議 長

ほかにございませんか。山田君。

○ 9 番

廃止自体、どうのこうのはないんですけど、僕もちょっと根本的なことが理解ができてなかったのかなと、今ふと思ったんですけど、先ほど課長のほうから、信貴畑のところですね、事業者から要望があれば一部廃止、払下げという言葉があったんですけど、今回廃止するわけでしょう、認定を。業者から要望があれば一部廃止という、その廃止は、何をもって廃止のことなのかよく分からなかった。払下げは払下げでいいんですけど、この後、町道認定を廃止した後ね、権利上ね、登記上はどうなるんですか。単なる町有地という、登記を変えるわけですか。

その2点。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

今現在、町道でございます。町道を廃止すれば、里道になります。この里道を事業区域内で事業者が、言えば、まず用途廃止をします。用途廃止をして、行政財産から普通財産になるわけですが、表示登記をして地番をつけて、そこで初めて売却していくということでございます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第36号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第12 議案第37号 平群町道路線の認定について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第37号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第37号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議  
ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして

日程第13 議案第38号 生駒線平群第1号踏切道歩道設置工事協定の締  
結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第38号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

予算について聞きますけど、今1億1,639万7,000円ということな  
んですが、当然これ、昨年度の事業計画で繰越しということになったんですが、  
財源内訳はどうなってますか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

財源内訳でございます。

3月の補正で繰越しをさせていただいております。当初、9,300万、こ

れが当初の財源でございました。ところが、そこで近鉄と協議する中で、近鉄から追加の話があったわけでございます。安全対策ということで、障害物の検知装置等々で金額が膨らんだということでございます。この分につきましては、補助対象外ということで対応するわけでございます。

まず、工事の協定額は1億1,639万7,000円で、先ほど言いましたように、当初は9,300万で予算措置をしておりました。追加で2,339万7,000円となったわけでございます。財源でございますが、この当初の9,300万につきましては、国庫補助が社交金で55%、それから、その残りの分を公共事業債で100%充当ということでございます。国庫補助が5,115万、起債が4,185万でございます。

先ほど言いました追加になった分、この2,339万7,000円につきましては、地方道路整備事業債100%でございます。これ、交付税算入はないんですが、これで対応していくと、こういうことでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

国が55%の補助金があると。ほんで、起債についても特交もあると。2割、20%ぐらい。ほんで、その追加分に、なぜそれがいないのか、それは何か理由があるんですか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

追加分というのは、当初に国へ計画を出しております。平群駅前線の整備工事ということで計画を出している金額が9,300万ということで出しておりますので、その上積みは出ないということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

実際それだけ要るわけやから、当然全額について、補助金もやね、起債についての算入もやね、本来、制度としてはそういうもんじゃないの。追加分はやね、国の補助対象外の事業だということであれば分かりますけども、単に当初の予定と変わったから、その分はつけませんよというのはおかしいんじゃないんですか。要するに、単に追加分は国の補助事業として認めないということなのか。今の説明やったら、当初予算にしつかきませんよという、もともと予定してなかったのが増えたから、そんなん知らんでというふうな話なのかね、そ



こはちょっとはっきりしないと。

ほんで、増えた理由が、もちろん事業する近鉄の側の安全対策とかそういうものを、新しいもんつけたりするからということもあるんでしょうけども、でもそれだって、踏切拡幅工事に必要なもんなんだから、当然国は、その総額に対して、しかるべき財源措置をすべきだというふうに思うんですけどね、そこはどうなんですかね。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今議員おっしゃっていただいたように、必要なもんだから見てほしいというのはそのとおりなんですけど、国はそんなん一切認めない。当初に計画した分しか補助金としては認めないということになっております。追加分は認めない。

○議長

山口君。

○7番

いや、この事業がそうなのか。じゃあ例えばね、総合文化センターのときに、事業がころころ変わってるじゃないですか。補助金も変わってるじゃないですか。最初に出した金額の補助金は全部認めてくれて、後からいろいろ当然やっていく中で変わった分は見ないって、そんなことないでしょう、その様々な事業をするに当たってね。全部そういうもんなの。追加は一切そういうのがつかないということになってんの。そこを聞いてんねやんか。この種の、要するに、事業に対しては駄目なのか、文化センターのときもそうやった。後からのやつは全然ついてないんですか。そんなことないでしょう。内容によってはつかないということはあるやろうけど、その辺どうなん、財政当局に。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

文化センターの例ということで、私、去年まで担当しておりましたんで、答えさせていただきます。

文化センターの分については、あそこの建築工事に当たりまして、社会資本の総合整備交付金を活用して建築してまいりました。社会資本の採択を受けるに当たっては、社会資本の整備計画というものを国に提出いたしまして、それを国が認めていただくと。その認めていただいた範囲内において交付金がついてくると、そのようになっております。工事の何らかの事情によって、計画額を変更する場合は、変更計画を国に提出する必要があるございます。その変更計

画が認められれば、その変更した部分についても社会資本の整備計画の対象になって交付金がついてくると、そういうようなものでございました。

○議長

山口君。

○7番

じゃあ変更計画出しても認められなかったということ。そこをだから、要するに金がないんだから、できるだけ一般財源減らしたいわけでしょう。そこを聞いてんねん、だから。やってることがあかんとか、金額増えたのがけしからんとか、そんな話じゃなくて、だって55%に交付税算入20%あったら、六十何%、要するに町の一般財源は40%以下で済むわけよ。でも、追加の二千何百万については全額一般財源ということになってる。借金でやるにしたって、借金増えてやね、まだ金利増えるから、もっと払わなあかんようになるけどやね。だから、そこを聞いてんねん。そこはどうなの、認められなかったの。認めてもらうような努力しなかったの。どっちなん。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

私が聞いている範囲ではですね、当初の計画でやっている。追加分は認められないというふうに聞いております。

○議長

山口君。手挙げて、ちゃんとやってくださいよ。

○7番

手挙げたやんか。

よそもそんな事業やってるわけやんか。よそ、どうなってるかとかも調べてやるとかね。だって、そんな最初の予算で出したとおりにできるかどうかなんて、そんなことほとんどあらへんやん。減ることもあんまりないやん、増えることのほうが多いじゃないですか。その増えた分はもうしゃあないなと言うて、じゃあ2,300万、はい、借金でぼんとやりますわって、いやそんな平群町の財政状況なんと言うてるわけやんか。いつもやね、福祉でもっとやってくれて言ったって金がないから言うて、100万単位の金だって出し惜しみ、私に言わせれば出し惜しみですよ。将来考えれば、返ってくる分もあるのにやね。そのことはええとしてもやね、せやのに、ここで二千何百万ぼんとね、借金できるからええわというようなことなん。それを言うてんねやんか、この議案がどうのこうのより。拡幅せなあかんのは分かってるし、本来なら去年せなあかんのが、近鉄の関係でできなかったわけでしょう。延びるのも仕方がないけど、

増えた分、全額借金で、町が全部出すのという話をしてるわけやんか。それも全部やった上で、もうどうしようもないんですということを出してると思うんやけど、ただそのプロセスがどれだけ努力しているのかというのが聞きたいわけよ。今やったら、あかんと言われましてん、それで終わりか。だって、9,300万はもらってたけど、1億1,600万かかったわけやから、当然国にはこれに対して55%の補助金とやね、残りの借金の算入20%はしてもらいたいというのが普通でしょう。そこを聞いてんねん。難しい話、してへんねや。それができませんって、じゃあ何でできないのって聞いたらやね、そういうシステムや言うけど、こっちで聞いたらそんなことあらへんやんか。変更のあれを出して、変更出して認められなかったら仕方ないで。認めてもらったら国庫補助つくということやからね、そこはどうかのって聞いてんねん。

○議長

暫時休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時01分)

再 開 (午後 2時06分)

○議長

それでは再開します。

(ブー)

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

すみませんでした。

この追加分の件でございますが、この踏切工事につきましては単年度事業でございました。令和元年度の事業で、今年が繰越しの事業となっております。単年の事業ということで、これは国との追加はないということでございます。文化センターにつきましては、3年間の複数の継続事業であったということで、また変更が認められたということでございます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

ということはですよ、追加分2,337万5,000円の55%と残りの2

0%、合わしたら大体60%ちょっと超えるぐらいになると思うけども、一千三、四百万、結局本来なら、去年度に終わってればもらえるものがもらえなかったということやね。要するに、昨年度にやっておけば、追加があっても可能性はあったわけでしょう、変更出せば。そういうことやね、今の話やったら。繰り越したから、繰り越した追加分はできないと。でもこれ、昨年度に繰り越したん違うの、2,300万も。今年度の予算に載ってないでしょう。2,300万、今年度追加したの、これ。そしたら、その分はあかんというわけやね、年越えたからあかん。もともと2年計画とか3年計画の中での範囲内やったらいけたと。ということは、町のほうの失敗ということになるじゃないですか。

いやいや、やろうと思って失敗しようと思ってしたん違うのは分かるよ、相手があることやから。そやけど、結果としてはそういうことでしょう。そういうことでやっぱりね、一千二、三百万も損するというようなね、損するって、町の一般財源がそれだけ減るわけじゃないですか。そういうことになるわね。そういう計算になりますよね。違いますか。そうでしょう。そんなんどう思ってるの。金ない、金ない、言うてやってて、そういうとこでやっぱりね、それこそ無駄じゃないけど、ある意味、相手のあることで、仕方がないっちゃ仕方がないけど、せやけどやっぱり住民感情としては何やねんというふうになりますよということは申し上げておきます。別に誰が悪いというふうに思いませんけども、今後、そのようなことのないようにぜひしていただきたい、このことだけは指摘しております。

結構です。

○議長

馬本君。

○12番

歩道設置、これについては僕も一般質問もして、いろいろ分かってるけども、近鉄のほうへ歩道を造ってくださいということの数年前から協議されてるわけ。やっとな去年、令和元年度に予算がついて、それでやりましょうとなって、最終的には近鉄のほうでまたいろいろあって、これ今年の令和元年度では執行できませんということになって、工事できませんということになって繰越明許になったやろう、結論は。山口君もみんな知ってると思うけど、平面の踏切拡幅はね、国自身が認めへんねん、基本的に踏切の拡幅は。そうでしょう。アンダーセエとか、下へもぐりなさいとか、そういうことやろう。絶対そういうことは、JRであろうが私鉄であろうが、みんなそうなってんねんやろう。国土交通省はそういう指導やろう。踏切は拡幅したら駄目ということになってんねや。

何でと言ったら、やっぱり交通渋滞の開かずの踏切とかいろいろ問題が出て

るわけや、いろいろ事故もな。踏切の中の事故もようけ出てるから、踏切は拡幅しては駄目ですよというふうに、基本的になってるわけ、国の指導は。そこを苦勞していただいて、平群町の担当者、また町長も近鉄に何回も行っていただいてしていただいた、この努力には敬意を表さなければならないというふうに私は思いますよ。普通の会社とは違うねんから。やっぱり鉄道というのは強いねんから。だから、この工事も平群町の業者は一切立ち入らないし、設計も向こうの関係の業者がされるわけでしょう、近鉄の系統の方がね。幾らですよって。こちらから、お願いの範疇で言った立場やからね。僕は、それになって遅れたことはな、僕は平群町の責任じゃないと思うよ。予算取ってくれただけでも幸せやったと思う。令和元年に。そやから、山口君言うように、2, 300万ほど追加になった。これは近鉄、いろいろあって、また協議された結果やけれども、これについては、1年の単年度事業やったから、これについては補助対象にならないということは一定の理解はできますよ、継続事業と違うから。だから、僕はよう頑張っていたいただいたなというふうに、あえてここで、僕の個人的な意見ですけども、一日も早く歩道ができますことを祈念して、私の感想として言うておきます。本当に御苦勞さまでございました。担当課長はじめ、関係者の皆さん、町長も御苦勞さまでした。

○議長

山田君。

○9番

1点だけ。

金額もそれなりの金額になってます。当然、電車を走らせながらの工事ということで、安全確保という観点からもそれなりの費用が必要になってくるのかなとは思いますが、夜間は別としてね、歩行者は当然通行可能にしながらの工事になると思うんですけど、この道路、大変通行量も多い道路ですよ。だから、昼間、工事のやり方にも関わってくると思うんですけど、そういう意味も含めての安全確保ということも含めての金額になっていると思うんですけど、通行止めなしということで工事していただけるんですかね、夜間は別としてね。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

昼間というか、電車の走っている最中は電車を止めないで、当然工事は夜間になってくると考えています。夜間で車の安全、歩行者の安全を考えた工事をしていただけるものと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○4 番

もともとの疑問と課長の答弁の中でいろいろ疑問が生まれて、ちょっといろいろあるんですけれども、といっても、この車道・歩道の割合の話ですね。これ、普通に考えたら、5メートル道路で2メートル歩道というのはちょっと広過ぎるんじゃないかと思うんですけれども、逆にこれ、車道で見ると待機場所がなくなってますから、どっかの土地を買い取って待機場所を作ったりするのか、今後のスケジュールはどうなっているのかも知りたいんですけれども。また、今と違うところと言うと、この縁石ですね。縁石によって、さらに車自身は危なくなると思うんです。だから、そこを踏まえると、一体どういう、2メートルの根拠といいますか、私からすれば、車椅子でも1メートル少しあれば何とかかなるのかなというイメージがあるんですけれども、わざわざ2メートルまでというのが、なぜこういう車道が危ないふうになってしまったのかという、何か特別な理由があればお聞かせください。

これが1点と、もう1点は、先ほど2メートル、2メートルと言うてはったんですけれども、この地図で見た限り、もう既にこの下のほうでは1メートルぐらいになってるんですよ。168まで2メートルという計画になっているのでしょうか。

その2点お願いします。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

踏切から三里の信号まで、総延長200メートルございます。ここについては、計画として、歩道2メートル、車道5メートルという計画でございます。この踏切内につきましても、歩道2メートルという計画になってございます。

ここには縁石を設置して、歩車分離ということになってございますが、将来的に安全が確保できる状態で、縁石もして歩車分離ということになってございますが、今工事中ということで、安全対策を考えると、この縁石はちょっと逆に危ないということで、白線、ゼブラ等で表示していく。それから、ポストコーン等で歩行者の安全を確保していくという、取りあえずそういう形で安全を確保していきたいと、このように考えております。

○議 長

質疑ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第38号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして

日程第14 議案第39号 町道鳴川路線拡幅事業に伴う土地の取得につい  
て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第39号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

早い話で、買収したらこれ、工事はいつ頃着手しようということで考えてる  
んでしょう。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

工事でございますが、この鳴川道の総延長につきましては、総延長は500  
メートルでございます。この500メートルのうち、今回買収する延長が22

0メートルということでございます。将来的に、西山麓線と同じような道路でずっと緑ヶ丘まで広げていくと、こういった計画でございますが、今のところ、この買収地の中で、ここが一番の狭隘区間でございますので、まずは、工事というよりは見通しをよくすると。見通しが利きませんので、非常に狭隘区間で危ないということでございます。木の伐採をして見通しを利くようにしていくと。そして、財源的なこともあるんですけども、取りあえずは、非常に危ないというところにつきましては、そこを若干広げたりということもあろうかと思っておりますけども、すぐに、当初の全協で示した計画どおりに着工するというものでは、今のところございません。計画的に実施していきたいと、このように考えているところでございます。

○議 長

質疑ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第39号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。



議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年9月2日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字梨本742番地の14

氏 名 中村高士

生年月日 昭和25年10月6日

以上でございます。

○議長

続いて、町長の説明を求めます。町長。

○町長

それでは、提案理由を説明させていただきます。

ただいま朗読のありましたように、諮問第2号の人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんは、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、様々な活動を行っていただいております。中村高士氏は、平成30年1月より人権擁護委員として、地域社会の福祉向上のため、御活躍を頂いております。引き続き人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

2時40分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時25分)

再 開 (午後 2時40分)

○議 長

それでは、引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第16 認定第 1号 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第 2号 令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第 3号 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第 4号 令和元年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第 5号 令和元年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第 6号 令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第 7号 令和元年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第 8号 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第 9号 令和元年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第10号 令和元年度平群町水道事業会計決算の認定について

日程第26 認定第11号 令和元年度平群町下水道事業会計決算の認定について

以上 11 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。認定第 1 号から認定第 9 号まで提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者

認定第 1 号 認定第 2 号 認定第 3 号 認定第 4 号 認定第 5 号 認定第 6 号 認定第 7 号 認定第 8 号 認定第 9 号 提案理由説明

○議長

御苦労さんです。

続きまして、認定第 10 号、認定第 11 号の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

認定第 10 号 認定第 11 号 提案理由説明

○議長

御苦労さんです。

続きまして、監査委員から監査結果の意見を求めます。監査委員。

○監査委員（下中一郎）

それでは、一般会計及び特別会計決算審査の結果の報告を申し上げます。

令和元年度の平群町一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況について、本年 7 月 27 日から 8 月 18 日まで審査を行い、町長に対して意見として提出させていただきました。

決算審査意見書については、既に皆さんのお手元に議案と一緒に配付させていただいておりますので、概要につきましては、簡略に御報告させていただきます。なお、審査方法については、各決算書及び決算附属書類などが関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合、確認などの手続を実施いたしました。

審査の結果ですが、審査に付された各会計の決算は、いずれも諸規定に準じて適法に作成され、計数は適正に処理されていることが認められました。なお、各会計の予算の執行及び事務処理等についての審査は、毎月実施しております例月出納検査などの結果を参考に審査を行いました。

決算審査意見書の 1 ページから 33 ページまでは、決算の概要、一般会計及び特別会計の歳入歳出状況の年度別・項目別明細並びに基金の運用状況等について記載しております。

次に、34 ページから 36 ページには、結びとして、監査委員の意見を述べさせていただきます。

結びとしまして、一般会計における収支状況は、実質収支は黒字となり、こ

の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は黒字となっています。

歳入面においては、歳入総額に対する自主財源の比率は31.0%で、構成比全体では依然として低い状況にあり、今後も、自主財源の根幹をなす町税については、未収金発生防止及び徴収体制の強化に引き続き努力されるよう要望するとともに、各種分担金、負担金、使用料、手数料等については、受益者負担の原則に基づき、負担の適正化を確保するよう努めることを要望いたします。

一方、歳出については、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は99.9%となり、前年度と比較すると、1.0ポイント悪化しています。今後、新たな町債の発行を極力抑え、義務的経費も含めた歳出全般の抑制に努め、町債残高全体の縮減を図ることに留意しなければなりません。

特別会計では、各会計を総括すると、学校給食費特別会計を除く各会計は、収支同額もしくは黒字となっています。特に、国民健康保険特別会計は、安定した保険税収入に加え、県への納付金の減少により、良好な財政状況であり、令和元年度決算は1億41万円の黒字となったものの、1人当たりの医療費は上昇しており、また、経済状況の変化に伴う雇用状況の悪化による国保加入者の増加の影響による医療給付費の増加が懸念されることから、安定した財政状況が続くとは言い切れません。今後、財政運営の主体となる県と十分協議され、持続的に安心して医療を受けられる財政基盤の確立に努めていただきたい。

まとめとしては、今後さらに進展する少子・高齢化、人口減少社会において、本町の自主財源の根幹である町税に大きな伸びが見込めない反面、長期間にわたり公債費の償還額が約11億円を超えるような厳しい財政運営が続く中、常に行政総体の事務事業について検証を行い、限りある財源の中で有効かつ必要な施策のみを選択し、取り組むことが必要不可欠です。

また、平群駅西特定土地区画整理事業の完了に伴い、保留地処分に対する損失補償費の負担が一時的に多額の財政出動が見込まれることから、その対応によっては赤字団体への転落も危惧されるところであります。

そのような中でありますが、日頃から積極的に業務の改善に取り組み、これまで堅持してきた住民負担を極力抑え、行政内部の改革を最優先することを前提とした内部改革により、さらなる財政健全化に努めていただきたい。

併せて、全ての事務事業においては費用対効果の向上が重要であり、財務マネジメントの強化が必要です。常に町民の皆様に対して行政コストを説明し、可視化できることを前提に事業を進めるよう意識改革を行い、著しく不採算な事業や住民負担の不均衡な事業については、見直しや廃止を行う決断が求めら

れています。

今後、全ての事業に対して、いま一度、事業内容を精査し、現状に見合った必要性の可否や、事業ごとに成果の検証や執行方法の見直しを行うなど、全ての事務執行が形骸化することなく、常にコスト意識を持って適正かつ効果的な予算執行を行うことを心がけ、この難局を乗り越えていただきたい。

また、37ページ以降については、決算審査資料をつけさせていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

続きまして、公営企業会計決算審査結果の報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました令和元年度平群町公営企業会計決算の審査結果につきまして、御報告をさせていただきます。

審査の意見書につきましては、議案と同時に皆様方に配付させていただいております。

審査の概要は、その中の1ページに書かせていただいておりますように、本年6月25日から7月27日までの期間、審査に当たりました。また、水道庁舎において、所要の实地審査も行いました。さらに、毎月実施しています例月出納検査の検査事項も参考にしながら審査をいたしましたことを併せて御報告させていただきます。

審査の結果につきましては、地方公営企業法及び関係法令の規定に基づき、おおむね適正かつ正当に処理されていたことが認められました。

決算審査内容の概要につきましては、平群町水道事業会計より簡潔に御報告を申し上げます。

令和元年度の給水人口は1万8,750人と、前年度と比較して62人減少、給水件数は8,044件で、前年度と比較して31件の増加となっています。また、年間総配水量は225万8,503立米で、前年度に比べて1,101立米の減少、有収水量は186万7,083立米で、前年度に比べて2万536立米減少、有収率は82.7%で、前年度と比較して0.8ポイント低下となっています。

給水収益は3億9,102万7,336円で、前年度と比較すると477万9,069円の減少となっています。さらに、営業外収益や営業費用及び営業外費用並びに特別損失をそれぞれ計上した結果、7,336万5,138円の当年度純損失となっています。前年度繰越利益剰余金1億1,808万7,836円と合わせて、4,472万2,698円を翌年度への未処分利益剰余金として処理されています。

その要因としては、特別損失で藤城池貯留水取水契約終了に伴う補償費、そ

れに伴う取水施設の固定資産除却損として3,871万8,677円を執行したことから、給水収益及び給水工事負担金が前年より減収になったことが主な要因であることと考えられます。

今後、県営水道100%受水を開始したことにより、各施設の更新に伴う費用が削減されていく中で、解体撤去費用等のさらなる費用負担が発生することになります。また、水道施設の老朽化に伴い、施設の維持管理費用がさらに必要となることから、より一層削減に努め、経営改善されることを指摘し、決算審査として次の事項を述べます。

1、収益においては、人口減少等により、水道料金収入が年々減少する一方、費用においては、多くの水道管や施設が耐用年数を迎えることにより、多額の費用が発生することが予想される。引き続き、良質な水道水の安定供給を行うためには、これまで以上に経費節減と効率的な事業運営に努めていただきたい。

2、水道料金の徴収については、徐々にではあるが、給水停止の執行等、改善に向けた努力がされている。しかしながら、令和元年度末の未収金は1,281万1,578円を計上しており、今後も水道利用者負担の公平性を確保するために、新たな未収金の発生防止と未収金の回収に努力していただきたい。水道事業は重要なライフラインであることから、安心しておいしく飲める良質な水道水の安定供給と確保を目標として、今後予想される経営上の諸問題に適切に対処し、なお一層の経費縮減に努めると同時に、健全な財政状態を維持していかれることを望むものであります。

次に、平群町下水道事業会計より簡潔に御報告を申し上げます。

令和元年度の処理区域内人口は1万257人と、前年度と比較して9人の減少、水洗化人口は9,573人で、前年度と比較して51人の減少となりました。また、年間有収水量は103万3,193立米で、前年度に比べ5,177立米の増加となっております。

下水道事業収益は3億2,191万3,442円に対して、下水道事業費用は3億7,506万606円となり、収支差引きすると5,314万7,164円の純損失となっております。前年度繰越欠損金6,216万3,011円と合わせて、1億1,531万175円を当年度未処理欠損金として翌年度へ繰り越すことになっております。この純損失については、公営企業会計へ移行することにより、現金収入及び現金支出の発生しない項目として、収益的収入で長期前受金戻入1億7,875万2,018円を計上し、収益的支出で減価償却費として2億3,401万2,245円を計上していることが主な要因であります。

今後、下水道事業においては、事業の推進や施設の老朽化に伴う更新工事

が必要となりますが、徹底した経費削減を図るほか、公営企業として、効率的かつ安定的な事業改善を求めることを指摘し、決算審査として次の事項を述べます。

1、本年度も全体で1億6,069万円の一般会計から繰入金があり、運営資金としても、水道事業管理者・南都銀行から一時借入れを受けるなど、厳しい状況にあるが、健全な財政運営に取り組んでいただきたい。

2、下水道使用料は、使用者負担の公平性を図るため、安定的に確保していくことが求められる。また、水洗化率の向上は、施設の利用効率を高め、下水道使用料の増加につながることから、下水道の役割や、接続に伴う助成制度の周知、下水道未接続者への利用促進、普及活動に引き続き努めていただきたい。

下水道事業は、生活を行う上で重要なライフラインの一つであり、計画的な整備の推進と適正な維持管理を図り、住民サービスの向上に取り組むとともに、より効率的かつ効果的な事業運営及び健全経営を望むものであります。

以上、監査委員からの決算審査結果の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございました。

ここで、4時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時21分)

再 開 (午後 4時35分)

○議長

それでは再開いたします。

(ブー)

○議長

ここで、午後7時まで延長します。

これより本案11件に対する質疑に入ります。

まず、認定第1号 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口君。

○7番

ようけあるので、ゆっくりやらさせていただきます。

まず、一般会計の決算ということで、昨年11月の町の財政シミュレーションで、令和元年度の収支見込みについてですね、1億円の赤字という予測でした。それが黒字になった要因は何かということなんですが、その11月の時点

ではですね、駅周補助金2億円の借金、町債を発行できるということと、交付税1億円弱増えるということが確定してたと思うんですね。それを確定した上で1億円の赤字予測だったと思うんですが、それが結果的には実質単年度収支1億4,000万近くの黒字になった、この要因について説明していただけませんか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの質問でございます。

令和元年度決算が黒字になった要因ということで、何点か今お述べいただきましたけども、ちょっと時系列に説明させていただきます。

御存じかと思えますけども、令和元年度の当初予算は6億円の財源不足、未確定財源が5億5,000万、土地売払収入が5,000万円計上ということで、そのような財源不足からスタートしたわけでございます。令和元年度につきましては、年度途中で数回の補正予算の結果、最終的には未確定財源をほぼ帳消しにできたと、そのような状況になっております。

未確定財源が帳消しになった主な理由について申し上げますと、まず、普通交付税のほうで9,239万5,000円の増額補正、また特別交付税のほうで3,287万4,000円ということで、交付税で1億2,500万程度の歳入の増額補正をしております。駅周からの清算金なんですけども、前年度からの繰延べであった2億円の清算金が歳入で入ってきたこと、また駅周への補助金2億円を支出しますけども、それが町債対応ということで、一般財源でなく町債で対応できたこと。さらには、道路関係の支出ですね、約9,200万円ほどが町債で対応できたこと、これらが未確定財源を帳消しできた大きな要因でございます。

併せてですね、土地売払収入のほうでもですね、5,000万円の予算に対しまして、4,116万1,000円の決算となっております。校舎や駅周の事業用地、あと下垣内等々で、約5筆について売却することができまして、4,100万円の土地売払収入があったわけでございます。それら以外にも、歳入のほうでは地方特例交付金の増額、この中には、子ども・子育て支援交付金も含まれております。それ以外の歳入でも、町税や地方譲与税、配当割交付金等々で2,565万円程度の歳入増がございました。これらを合わせて、年数回の補正予算で約6億円余りの未確定財源が帳消しになったと。

歳出のほうでは、細かな数字はいろいろありますけども、不用額のほうで4億8,300万円と、このような状況になっております。このような歳入と歳



出の両方の側面から、令和元年度決算については、実質収支で1億6,600万円というふうになりました。また、実質単年度収支についてもですね、約4年ぶりに1億4,000万程度の黒字となったと、そのように分析しております。

○議長

山口君。

○7番

今言ったような財政構造なんですが、結局ね、一昨年と同じようにですね、駅周の補助金2億円、それから道路建設の、本来一般財源で9,200万円見てたと。幼児教育のね、1,000万しか見てなかったのが4,000万入ったというようなことも含めてだと思んですが、その中でね、それで取りあえず実質単年度収支で1億4,000万近く黒字になってですね、一般会計で言う剰余金としては3億1,000万円に現在なってるわけですよ。今年度のごことは先ほども言いましたけれども、それでね、そのうち、特にもともと予定してなかった駅周の2億円、それから道路建設のほうの9,200万、この二つはもともと予定せずに起債を起したということで、当然これに対して、借金に振り替えたわけですから、毎年返済していくわけですよ。その返済額というのは、この二つ、何年で借りたのか、ちょっと覚えてませんが、幾らぐらいずつ、元利償還になった場合、据置きがあったらその間は要りませんが、その後、3年後、2年据置きとか3年据置きとかありますけど、元利償還は幾らぐらいずつになるのか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

申し訳ございません。駅周の2億円、起債借りましたけども、その元利償還金の、ちょっと今、細かな数字を持っておりませんので、分かり次第、またこの場で報告させていただきます。申し訳ございません。

○議長

山口君。

○7番

さっき監査委員の報告もありましたけどね、今回、いろんな決算資料見ると、百五十数億の地方債と、これは普通会計ベースですからね。あと、事業会計も見れば200億近くになる。下水が三十数億ですから、190億ぐらいになるんですかね、それぐらい借金が多くあって、ほんで毎年の返済、公債費も普通会計ベースで11億超えてくるという、そういう状況ですので、その辺は

しっかり調べていただきたい。

それと、昨年10月から消費税が10%になりました。その影響額ということで、いつも聞いてるわけですがけれども、半年といっても、入ってくるのは10月から3月分まで半年分入ったということではないと思うんですが、決算で見ると、歳入のほうの消費税の交付金が減ってるんですね、前年度に比べて。その辺、一体どのようになっているのか説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

地方消費税交付金の件かと思います。

地方消費税の決算額としましては、令和元年度分が2億5,587万4,000円、30年度決算が2億6,946万6,000円ということで、5%程度は減っております。この減った要因については、当然、消費の動向にもよりますので、これは国からの算定による数値ということで御理解願いたいかと思えます。御質問はその点だけでよろしかったですか。

○議長

山口君。

○7番

2%分も上がってね、国が要するに地方に出す分も、それまでの1.何%から上がってるわけですよ。2%分に応じた分が、県と市町村それぞれに増えてるわけです。その総額が減るとするのは、普通考えたらおかしいでしょう。前に聞いたら、1月分までしか年度内には入らないということですから、10月から1月までやったら4か月ですよ。4か月分増えてるのに、半年分増えてなくても、年間増える分の3分の1は増えなあかんわけですよ。それで計算したって減るはずがないのに、今の説明じゃ、消費が減ったって。全国的な消費が減って、全体が減らされてそういうことになってるのか、よそのことは私、分かりませんが、よそも全部そういうふうが減ってるんですか、じゃあ。平群町だけが減ってるんじゃないかって、ほとんどの自治体が全部減ってるということいいんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ちょっと県内の市町村の細かな情報まで得ておりませんが、地方消費税交付金については確定値ということで理解しておりますので、平群町だけがマイナスになるということはないというふうに理解しております。

○議 長

山口君。

○7 番

何で減ったかって、不思議に思わなかったんですかね。要するに、8%が10%に消費税が上がって、平群町が、市町村がもらう交付金というのは、今まで、8%のうちの、地方は1.7だったかな、それが0.85から1.1に増えるわけですよ。ということは、1.3倍に増えるわけですよ。1.3倍に増えるけれども、1年じゃなくて、さっき言ったように4か月分だから、3分の1として1.1は増えなあかんわけですよ、10%は。それが減るとというのがね、消費がそんな10%も20%も落ち込んだと、今のコロナで、いろんなところの落ち込みの数字、大きいのが出てますけども、それは3月ぐらいは影響出たかもわかんないけども、2月までは影響ないわけですから、まして1月分までしかもらってないわけですからね、影響が出てるはずがないんですよ。だのになぜ減ってるのかというのが理解できないんで、決算見て、来る金額分かったときに不思議に思わなかったんですかね。税率上がっているのに何で減るんだという、当然何でかなって調べるでしょう。それ、調べてないんですか。単に県に聞いたら、消費が落ちたからって言われて、それで終わりですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

確かに、地方消費税交付金は令和元年の10月から10%になってるということで、そういう意味から言えばですね、原資が当然増えているということは理解しております。令和元年度決算がちょっとマイナスになっている原因については、念のため、再度調べまして、改めて報告させていただきます。申し訳ございません。

○議 長

山口君。

○7 番

あと、平群町が払う消費税ですけどね、こっちも当然増えるわけですよ。昨年3月の予算委員会やったか予算総括やったか分かりませんが、そのとき私、質問したのに対して、町の負担が3,051万円増えるって言ってたんですが、実際決算で、これも決算見たって、細かく全部出るわけじゃないですけども、概算で出ると思うんで、実際に、昨年度の消費税、半年間、10月から2%上がってますから、それも含めて、幾らの町の事業で消費税を払ってることになってますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

歳出ベースにおける消費税の増額ということであろうかと思えます。

令和元年度において、消費税の対象経費ということで、普通建設事業、物件費、維持補修費がそれらに該当するということで理解しております。それらの三つの費用を合わせますと、約33億ございます。その33億の歳出に対して、消費税増税の影響によって、幾ら歳出側が増えてるかということでございますけども、単純な計算によりますと9,000万程度増えているのかなと、そういうふうに計算しております。

○議 長

山口君。

○7 番

9,000万増えたということ。

○政策推進課長

はい。増税の影響により、歳出側が9,000万程度増えたということで計算しております。

○議 長

山口君。

○7 番

いやいや、要するに半年ですよ。ほんで、今33億がベースって言いましたよね、消費税の。単に10%やったら3億3,000万でしょう。でも半年でしょう。3億3,000万のうちの、それは、ややこしいけど、簡単に計算すれば、8から10やから1.3倍ぐらいかな、1.25倍ぐらいやから、半分だけやけどね、3,000万ぐらいしか増えへんのかなと、こう思ったんやけど、9,000万増えたんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません。私、今消費税増税の影響によって9,000万程度増えたというふうに申し上げましたけども、ちょっと計算のほうでですね、これは5%のときと比べてこれだけ増えたということでございますので、8%が10%になった分の影響としては、この9,000万ということではなくて、議員が今おっしゃられましたように3,000万ぐらいになるのかと、そういうふうに思っています。

○議 長

山口君。

○7 番

5%と比べて9,000万増えた。じゃあ、去年とおととしと比べて幾ら増えたんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

去年とおととしを比べて、歳出側で消費増税で幾ら増えたかということですよ。ろしいですね。

去年、おととしは、消費税が税率は共に8%ということですので、その消費税の対象となる、いわゆる普通建設、物件費、維持補修費の増減によって、何ぼ増えたかというふうになってくるかと思います。普通建設事業についてはですね、特に文化センターの影響がございましたので、おととしと去年を比べたときに、どれぐらいの影響があるかというのを、ちょっと計算はしているんですけども、申し訳ございません、これちょっと、細かな数字、今手元にご覧いただけますので、これもちょっと後でまた説明させていただきます。えらい申し訳ございません。

○議 長

山口君。

○7 番

分かりました。

あと、ちょっと順番に、ふるさと納税、資料を事前に作って出してもらってますから、大体分かるんですが、中身がどうのこうのじゃなくって、昨年度、寄附金が、前年度比で、人数が2.5倍の254人、金額は2.8倍の614万円。総合文化センター関連の寄附が増えたということなんですけれども、これ、総合文化センターができるということで寄附が増えたということなんです。もうちょっと、その前の年に比べてこれだけ増えるというのは、全体の金額そのものはそんな大きくはないですけれども、2.5倍、2.8倍も増えるというのはね、やっぱりこれまでになかったことですし、その辺はどのように分析しているのか、ちょっと説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

確かに、ふるさと納税の決算につきましては、昨年度は総合文化センターの

影響で470万程度増えております。件数にしてもですね、文化センターに対しては153件分増えております。文化センター以外でもですね、ふるさと納税が増えておる原因というのもございますけども、特にですね、返礼品であります平群産のブドウとかイチゴのセット、あとジェラートが大変人気がございますして、それらの返礼品を追加したこともあってですね、いろいろな日本全国のほうから平群のほうにふるさと納税をしていただいたと、そういうような側面もあると考えております。

○議長

山口君。

○7番

今年度はどうなんでしょうね。もう文化センターは終わりましたし、またがくっと減るのか、いや、そうじゃなくって、いろいろ努力してて、増えるようになっているのか。まだ途中ですけれども、その状況。

それと、この資料出してもらってるやつを見ると、町外への寄附が5,800万と、毎年年々すごい増えてるんですよ。ただ、住民税の減少分、そのうちの半分よりちょっと少なめで、75%交付税算入されるんで、一昨年はマイナスでしたけど、今年は90万3,000円のプラスなんだって、こうなってるんですけどもね、もらうほうが増えて944万5,000円で、出る方が5,885万3,000円って、あまりにも差が大き過ぎるんですよ。住民の方がする人は、ほかの自治体に対して寄附されてるんですけど、減少分、少ないとはいえね、この分、あまりにも大き過ぎるんで、そこを何とかする手だてというのはないのかなと。発信力が弱いとかよく言われるんですが、その点でちょっと本当に、これはもう何回も、私だけじゃなくて、ほかの方もおっしゃってたと思いますけども、どうするのかというのは、ちょっとほんまに真剣に考えてもらいたい。

三郷町などは、去年のどっかの議会で意見書を上げたんか上がったんかどうかわかりませんが、あまりにも入ってくるのと出ていく差が大き過ぎて、国に対して、ふるさと納税をやめてほしいという意見書が提出されるという。平群もこの数字だけ見れば、やめてほしいというようなことになりかねない。本来の趣旨はそういうものではないんですけども、その点、どう考えてますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、1点目のふるさと納税確保に対して、新たな取組ということでございます。

ふるさと納税については、町として、積極的に平群町をアピールするという意味も含めて、ホームページ等々で募集を呼びかけております。今年度についても、新たな返礼品の追加ということで、今年度に入りましても、数点の店舗を回ってお願いもしているような状況でございまして、できる限り、ふるさと納税の返礼品のラインナップも増やししながら、今年度もできる限りしていただくように努力はしていると、現状はそういうところでございます。

それと、平群町に寄附していただく額と、ほかの町村のほうへ寄附していただく額、今御指摘あったように、かなりの差がございまして。私もちょっと数字を見て、これだけ差があるのかなというふうに思っております。いかに平群町の魅力をアピールして、平群町にふるさと納税をしていただくのか、それが大事かと思えますけれども、ややもすれば、他の地方公共団体の返礼品、平群よりもすばらしいものがあるかもしれませんし、そういったところへ流れているという影響もあろうかと思えますけれども、こういった平群町への寄附額と平群町以外の寄附額、相当の差がございまして、この辺についてはですね、しっかりと分析というか、留意してですね、できる限り平群町に魅力を感じていただいて、ふるさと納税していただけるように、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

山口君。

○7番

難しい問題だと思います。これね、この資料見せていただいてちょっと気になったのは、他団体への寄附、5,885万3,000円。寄附者の人数、691人なんです。1件、1人当たりの金額、相当大きいんですよ。だって、平群町は419人から寄附してもらって944万5,000円ですからね。だから、平群町の結構高額納税者が他団体に寄附をされてるというふうに見えるんですけども、その辺も分析していただいて、これはお願いですけれども、私はちょっとね、ホームページや広報で、こういう実態もね、どのように住民の方が受け止めるか分かりませんが、こういう実態なんだというのもね、私は知らせていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけど、これはちょっと検討してください。それが絶対ええというふうに私が思って言っているんじゃないくて、そういうことで、住民の皆さんにも平群町の税金がこれだけ、実際、交付税の関係で減ってないよというんじゃないくて、もらってるのはこれだけで、出ていってるのがこれだけもあるんですというふうなね。財政大変なのは、平群町の住民の皆さん、よく御存じですから、その辺もちょっと、私は情報を知らせていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、この

ことはちょっと検討していただきたいと思います。

それから、次にですね、ちょっと飛びますけども、これも資料、定住促進。これは、また延長するかどうか、まだ検討中というのが6月議会での答弁でしたけど、数字を見れば、非常に効果は上がっていると思うんですよ。御存じのように、空き家がいっぱいありますから、平群町も。だから、やっぱり新築の、今日も出てた、町長の家の前のところは、もうすぐ6軒も住んでるということですから、駅に近いところはすぐに売れていいんですけど、大きい住宅地の中にある、比較的、駅からちょっと遠いところなんかは空き家がすごい。私とこみたいに、駅に比較的近くても、空き家が結構数あるということですね。これは大いに結構なんですけど、私はまだまだやっぱりPRが足りないというふうに、これはいろいろ言われてると思いますけども、この辺、この前は、今後どうするか検討するということでしたけど、今の段階ではまだ検討中ですか、今後について。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

定住促進の施策についてはですね、特に若い世代に平群町に移っていただくと、そういうことを主眼に置きながら続けてきている制度でございます。こういった制度ですね、平群町以外でも他の市町村が多く実施されております。この制度は、たしか本年12月末までの制度ということで、さきの議会で一般質問も頂きましたけども、今後どうするかということで検討しております。実際にですね、定住促進の奨励交付金ということで、その交付実績を見てみますと、やはり一定の効果があるのは事実でございます。ただですね、平群町もこういった事情の中で、この制度を本当にいつまで続けていくのかというのは、まだもう少し検討すべき必要があるかと思っております。現在のところですね、まだ結論は出ておりませんねけども、制度の期限が12月末までになっておりますんで、この定住促進奨励交付金の制度を続けながら、人口増につながるような政策誘導へつなげることもできないかということで、当然検討する必要がございますので、ちょっとまだこの場でははっきりと継続をするということで、断言はできないかと思っておりますけども、一定の効果がある制度ということで、引き続き続けていけるように検討をしていきたいと考えております。

○議長

山口君。

○7番

分かりました。



あと、ちょっと飛びますけど衛生費のほうで、不燃物、これも資料出してもらってますけど、一昨年、昨年と、処理単価がすごい増えてるんですよ。不燃物の処理費が前年度より、2年間で1,000万、500万ぐらいずつ増えてるんですが、処理量が増えたからではなくて単価が上がってるからなんですけども、これは運搬費が高騰してるとかいう話もありましたけどもね、でもちょっと上がり過ぎじゃないのというふうに正直思うんです。その辺、要因がどうなのか。同時に、引下げする可能性はあるのかどうか。今年度も高止まりやったと思うんですけど、その点どうですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、ただいまの山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

資料でも記載をさせていただいておりますが、昨年と今年度、不燃物の処理費用ということで比較しましたら、約500万、480万程度増加になってございます。原因というのは、資料で見て取っていただく限り、処理単価の高騰というのがもう一目瞭然の原因かなというふうに考えております。

当然、業者選定の折には、いわゆる指名業者等から選定をして、価格等でも比較を行った上での結果、この業者に処理を任せておることになっておりますので、やり方としては、一定公正なやり方の中で処理をやっておるところでございまして、何分やっぱり、今議員がおっしゃられたような人件費であったりとか、またいろんな処理コストという部分での、うちから搬出された後の処理コストの高騰であるとか、そういったものが、一定単価の高騰につながっておるのかなというふうな理解といたしますか、分析はしておるところでございまして。

次年度以降も含めてなんですけども、やり方としては、なるべく安価にできるような形で業者選定に取り組んでまいるとというのが、今申し上げられるところでございます。

○議長

山口君。

○7番

難しい問題ですけど、ただいろいろ努力していただいて、中間処理を清掃センター内でやっていただくということで、相当高かったのが、一定引下げができたというふうに思ってたんですが、一昨年、昨年と、また大幅に増えてるといことでね、この点については、ほかの自治体がどうなってるか分かりませんが、その辺も調べていただいて、できるだけ安価に抑えられるように

お願いしたいというふうに思います。

それから、次に駅周のことなんですけれども、駅周の総事業費、これ、全員協議会とかで説明を受けた最後が今年の4月だったと思うんですけども、そのとき、事業総額が86億433万円ということでした。そのうち、町負担がですね、借金の分も含めて、利息は入れずにですけど、起債の算入は別にしてですね、町の資料では31億5,977万4,000円ということでした。これで、まだ数字は、この前聞いたら動いてないということなんで、今のところ、この数字なんですけれども、あと保留地が2筆残ってるという説明でした。この2筆の面積と、売却予定価格は幾らになってますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

2筆の面積につきましては、1筆は906.2平米。この、今言いました7街区になるんですけれども、906.2平米、これは2筆に割っておりまして、そのちょうど半分が、今交渉中ということになっております。それから、11の1街区、これが350.8平米。これが900と350です。この面積の合計が……。

「合計は要らんねん。値段」の声あり

○都市建設課長

1,257平米でございます。

金額ですか。金額につきましては、前回、全協のときに、想定価格というのは出してなかったかな。価格につきましては、想定価格というのが平米単価で7万5,000円程度になっておりますが、7街区で7万5,000円、11の1で7万7,000円となっておりますが、これは交渉次第で、ほかの区域については若干交渉で下がっているという経過もありますので、今言いましたこの単価よりは、実際販売するとなれば、下回ってくるように聞いております。

○議長

山口君。

○7番

分かりました。

前、資料出たということなんです、保留地処分で売った値段ね、ちょっと決算委員会のときでいいですから、一覧表出してもらえませんか。要するに、一筆ごと。例えば、何街区とか言っているけども、ここだったら、例えばです

よ、そこの坂上さんとこの前の交差点の東北の土地はもう売れてますから、あそこだったら、要するにね、駅周の事業として本来売る金額と、実際に売った金額、差額が相当あるわけでしょう。それ全部一筆ずつ出してもらえませんか。要するに、その合計が町が払う損失補填になるわけじゃないですか。基本的にそういうことじゃないですか、保留地処分の足らず前を払うということやから。だから、それをちょっと1筆ずつね。要するに、本来、事業として売べき金額と、実際に売った金額に差が、乖離が出るわけやから、そこをちょっと全部資料として出せますか、それは。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今販売していただいているのは組合のほうで販売していただいております。組合等のほうでちょっと調整させていただいて、どこまで出せるか分かりませんが、資料として、可能な限りは出させていただきます。

○議長

山口君。

○7番

ちょっと言い方変えますわ。

じゃあね、2億3,000万から4,000万の、要するに町が損失補填をするわけでしょう。その2億3,000万というのはどこから出てきたか、なぜその金額になるのか、全体像として出してください。まだこの2筆は売れてないから、そこはのけてもええですから。そこをのけたらまた金額変わるけど、これ要するに売れなかった場合、どうするかというのは、また話としては出てくるけれども、じゃあ今の段階で、この2筆は別にしてですね、幾ら損失出てるのかとか、そういう最後のしまいに当たっての、だって、町が最後、清算で出すわけでしょう。もう既に2億円、補助金で出てますけども、それは別にして、5億までは持つようなことになってるわけだから。だから、それが分かる資料をじゃあ出していただけますか。いや、それは組合がって言うけど、最後払うのは町の税金で払うんでしょ。穴空いた分はね。それを出されへんっておかしいことになるわけやから、それちょっと、どういう形になるのか、そちらに任せますけど、それは出せますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

想定で2億3,000万から4,000万と言ってますけども、その積算、

出ささせていただきます。

○議 長

馬本君。

○12番

大辻君、聞くけどな、要するに保留地処分は、簿価、希望価格、実勢価格、簿価と実勢価格の間が債務負担行為ちゃうん。どっちやねん。三つあんねんで、価格。勘違いしたらあかんで。

○議 長

会計管理者。

○会計管理者

今の御質問、簿価、実勢価格。簿価というのは、組合が本来、事業計画上の売りたい金額とといいますか、売らなければいけない金額になりますので、簿価と実勢価格になりますね。おっしゃるとおりやと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

今田君、これ出せるやんか。全協で出してるやん。そやからね、最新のやつやな、6月ぐらいのやつ、あるはずやと思うよ。今それは全協やってないよ。僕が今回、一般質問に取り上げてんねん、これ。そやから大体分かってんねん。そやから、それを出しはったらどうですか。

それも大辻君、簿価あったやん。よう聞きや、簿価。そこへ希望価格、組合としてこのぐらいで売りたいな。ほんなら今後、いやいや、実際この価格で売りましたよという実勢価格。これの簿価と実勢価格の差額が債務負担行為ちゃうの。そうやろう。希望価格ちゃうで、簿価やでということだけ確認。合うてるやろう。それだけ確認してって。間違うたらあかんからな、大事なことやから。

○議 長

答弁よろしいですか。

○12番

いやいや、教えてください。

○議 長

会計管理者。

○会計管理者

馬本議員お述べのとおりでございます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

簿価というのは、帳簿上の金額でしょう。今、馬本議員も言って、課長もそのとおりって言ったけど、それはだから組合として、要するに、事業を全部チャラにする金額。チャラにする金額と言ったらおかしいけど、その金額を、今簿価という言い方をしてんねけど、普通、会計上は簿価というのは帳簿上の金額やからね。そうじゃなくって、言い方がちょっと違うというだけで、言うことは一緒やと思うねんけど、そこだけは、簿価と言ったら何か、俺が会計やっていたときの印象で言うと、要するに、帳簿上の金額だけでね、事業としては、帳簿上の金額で売ればチャラになるということやから、それで合うてんのか分からんけど、ちょっとそれはいいです。

資料はね、全協で出したって言うけど、実際に売った金額って出てなかったでしょう。前、資料のときは、これぐらいで売るという話やったと思うんですけど、売った金額、全部出てたの。それが出てたんやったらもう1回それを見直しますけども。まあいいです。そういうことなんで、ちょっと資料出るんやったら出してくださいね。駅周はこれでいいです。

あと、次、文化センター。

これ、もともと計画ずっとあって、私は資料を持っているというか、最後、27億3,000万ぐらいで大体事業としてはやるという、これ用地費込みですけれども。その財源内訳がですね、国庫補助金が9億6,820万、地方債が14億6,790万、もちろん交付税算入も50%ということでしたけども、一般財源が2億9,756万。地方債の返還がありますから、それも含めた実質的な町負担は、金利をのければ11億3,000万ぐらいやったという説明やったんですよね。

ただ、今回聞いたら、実際の総事業費は25億8,648万4,000円で、予定より1億5,000万ほど少なく済んだと。相当努力されたということで、これはすごいなと思うんですが、そこでね、最後にちょっとしまいで何ぼかかったかというのを残しておきたいので、確認するんですけれども、最終的な事業費総額と財源内訳、最終的なのは、今聞いた25億8,648万4,000円なんですけれども、これ、金利が入ってないからね。要するに、起債を起こして、起債全部、算入が全部あるかどうか分かりませんが、算入を除いた金利が幾らになるかということで、ちょっとややこしくなったけど、要するに、事業が1億5,000万少なく済んだ要因は何なのかということと、それから、今後払う金利も含めた町の持分は幾らなのかと。金利の額が分かれば、事業総額にその分を足せば実際の事業総額が出るわけですから、その金利は幾らにな

るのかということの説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

私が前年度まで担当しておりましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、文化センターの総事業費でございます。

文化センターについては、平成29年度から事業着手いたしまして、平成31年度で完了しております。その間ですね、数回の全員協議会において、その時々全体の事業費並びに財源内訳について御説明させていただいたところがございます。今議員のほうから総事業費が27億3,000万と、そういうようなお話もあったかと思えます。確かに、ちょっといつの時点では正確に記憶しておりませんが、全員協議会、最初のほうやったと思えますけども、27億3,000万ということで御説明させていただいたかと思えます。その後ですね、29年の11月には24億3,000万ということで説明もさせていただいております。この辺についてはですね、ちょっと平米単価の加減とかで、29年のときには24億3,000万ということで説明はさせていただいたんですけども、直近の全員協議会のほうでは26億円弱ということで説明させていただいたかと思えます。決算的な数字で申し上げれば、総事業費については、25億8,648万4,000円ということでつかんでおります。このうちの国庫支出金が8億7,131万7,000円、地方債が13億5,690万円と、あと一般財源が3億5,429万7,000円と、そういうような財源内訳になってきております。

金利についてはですね、いろんなところで借りておりますけども、既に発行済みの地方債の金利につきましては7,552万8,000円、最終の償還年度は令和32年度になっておりますけども、7,552万8,000円、元利金に合わせて、今のところは14億2,600万円程度になるのかなと、そのように計算しております。

○議長

山口君。

○7番

金利としては7,552万円ぐらいかかると。令和32年までということは30年間、5年据置きということやと。30年償還にしたんか。全部がそうですか、全部じゃないですね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

文化センターの地方債につきましては、資料の41番にもつけておりますけれども、複数の地方債を発行しております。提出資料の45ページの資料41番にその辺は書いておりますけれども、地方債の種類としましては、公共施設の適正管理推進事業債から行革推進債、緊急防災減災事業債ということで、5種類の地方債を発行しております。それぞれ金利も違いますし、償還も違ってまいりますけれども、最長が30年ということで御理解願いたいと思います。

金利につきましても、発行年度によって若干は違いますけれども、直近の例で言えば、非常に安いもので0.02%ぐらい、高いものでも0.3%ぐらいであったかなと、そういうふうに記憶しております。

○議長

山口君。

○7番

資料入ってたんやね、ごめんなさい。

あと、歳入のほうでちょっと聞きますけれども、個人住民税、昨年度、一昨年から平成30年と昨年度の納税者数ね。決算書には納税者数は入っていないのよね。予算書には、これぐらいかという人数は入れているんだけど、ちょっとその人数、教えていただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

個人住民税の納税者数の御質問でございます。

31年度につきましては、9,141人が総合計でございますして、このうち均等割が988人、所得割が8,153人、合計で9,141人となっております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

これは昨年、一昨年。昨年と一昨年と両方教えて。

○議長

税務課長。

○税務課長

申し上げましたのはですね、昨年度の31年度でございます。31年度につきましては、均等割が988人で所得割が8,153人、合計で9,141人、

これが昨年度、平成31年度でございます。

30年度につきましては、均等割につきましては1,013人、所得割につきましては8,106人、合計で9,119人となっております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

個人住民税については、この10年ちょっとで4分の1も減ってるというね、大変なことに。その間に増税もあったわけやから、実際はもっと減ってるんですよ、実際はね。だから、要するに平群町住民の個人住民税で払う総所得が30%近く減ってるということになるわけですけども、調定額だけで見ると、10年前と比べて2億4,000万円減っている、ちょうど20%以上の減少になるんですけど、原因ははっきりしてるんですよ。現役人口の減少です。へぐり民報にも何回か書きましたけど、人口の減り方は1桁なんですけど、15歳から64歳の減り方は二十数%なんです。もうここが異常なわけね、だからここをどうするかというのが一番大事なわけですけども、これね、ちょっと町長に聞きたいんですけど、人口が減るのは全国的に減るから、ある程度の減り方は仕方がないにしても、やっぱり中長期のビジョンをどう持つかというのが非常に大事だと思うんです。お金がないから、財政が大変だからということで何もせんかったらもっと減りますから、その点ね、中長期ビジョン、今いろいろそれはもちろん全く何もないわけじゃないんですけども、有効な手は打ててないと思うんですよ。いろいろやられてて、どれがこれがとかいうことはあるんですけど、その辺、何か今後示すようなことを考えておられますか。その点どうですかね。

○議長

町長。

○町長

確かに、生産人口はかなり減ってます。ということについて、やっぱり若い世代につきましては、働く場がないとか、やっぱりどうしても都市部のほうに流れていってしまうということで、できたら働く場の提供とか、人口が増えるような企業誘致とか、そういう施策をしていきたいというふうに考えております。

○議長

山口君。

○7番



企業誘致たって、そんな平群でむちゃくちゃ大きい企業が来るような土地もないですから。上庄のところはちょっと、3件ほど来て、もちろん固定資産税とか、そこで働いている人、平群町の人がそこで新たに雇用されたかどうか分かりませんが、私はそういうんじゃないくて、やっぱり町に活気とか、皆さんがよく言っている、やっぱり子育て支援とかそういういろんな町の魅力をどう作るかということだというふうに思うんで、そういう意味で、中長期的なビジョンを出していただきたいと。よそとの違いも含めてですね、自治体間競争も激しいわけですから、その辺を言ってますので、その辺はまた、今後いろんなところで聞く機会があると思いますので、今みたいな、そんな企業誘致の話だけではね、ちょっと違うんじゃないかというふうに思います。それはいいです。

次に、固定資産税ですけどね、これは今年度、昨年度より増えてますけど、実際、ミニ開発で、今日もさっき出てたところとか、平群駅の周りとか、ちょこちょこミニ開発で若い人たちが入ってきてるとするのは非常にありがたいし結構なことなんですけど、固定資産税もね、地価がずっと平群町、もう十数年、下がりっ放しですから、1.3倍に値上げしてるんですよ。1.4を1.58にしていますから、その分ほとんど、もう収入としては元に戻ってるんですよ。上げる前と今の固定資産税の税収、そんなに変わらなくなってきてるんですね。ただ、そうは言っても、住民のほうから見れば、この12年間で11億7,235万円も標準税率より払ってるんです。これもね、毎回聞きますけど、ほんまにいつまで続けるんだと。これ、1.4に急に下げたら、もちろん8,000万、9,000万の金が、収入が減るわけですから、今の財政状況でとてもできるというふうには、今の時点では思いますけども、少しずつでも下げるといふようなことはね、私は中長期ビジョンとの兼ね合いで考えて、そのことですぐ人口が増えるとかそんなことはないんですけど、やっぱり住民のことを思ってやってくれてるといふような点からすればですね、少しでも標準税率に戻すという方向を私は持つべきだと思うんですが、その気は一切ないですか。いつまでも続けるということではよろしいですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

固定資産税の超過税率の御質問でございます。

今平群町は非常に財政状況が厳しゅうございます。それで、非常に心苦しくは思いますがですね、当分の間は続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

山口君。

○ 7 番

それは、税務課長から言えばそれしか答えられへん。こんな政策的なもんやから、町長に何回も聞いたって、今のところ、どうにもならないという答弁しか出ないから、もうええけど、でも、それじゃあやっぱりあんまりよというふうに思うんでね。よそ、全然そんな超過税率取ってるとこなんかほとんど周辺ではないですし、田舎のほうに行けばちょっとありますけど、全国的にも珍しいんですよ。もう今、長いことやってるから、ほとんど皆さんに忘れ去られてるから、あんまり痛みを感じてないのかもわかんないですけども、でもやっぱり私はちょっと違うと思うんで、ちょっとそれについてはね、検討もしていただきたいというふうに思います。

次、幼児教育の無償化について。

今日、ちょっとさっきも言いましたけど、国から、昨年度半年分の交付金が、町の当初予算1,000万の4倍の4,001万1,000円あったということで、昨年4月から9月までの平群町のこども園の収入、要するに保育料、これは幾らあったんでしょうか。

○ 議 長

福祉こども課長。

○ 福祉こども課長

元年度の4月から9月分の3歳から5歳児でよろしいですかね。それにつきましては、1,993万3,170円です。

以上です。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

じゃあざっと2,000万足らず。ということは、平群町は倍もらったということになる。だから、要するに2,000万浮いたということなんですね。

それで、ここでちょっと聞きたいんですが、4,000万の中身って、平群町の場合、こども園だけの分ですか。あと、北幼稚園とか、町外保育で行ってる3歳から5歳児とか、そんな分については、どういう計算で、ほかのところでもちょっと入ってるのが項目であったけども、この4,000万については、正味、平群町の二つのこども園の3歳から5歳児の分ということよろしいですか。

○ 議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

臨時交付金ということで、4,000万ということなんですけど、いろいろ内訳がありまして、その中でも、公立の保育料と、ほんであと、一部ちょっと副食費の計算が入ってまして、それで3,817万3,000円ということなんで、実際、以前に国基準で入ってきたらという計算をしてましたけど、それからいくと、保育料だけでしたら三千五、六百万円かなと考えているところがございます。

○議長

山口君。

○7番

平群町のこども園だけだったら三千五、六百万円。あと、北幼稚園とかを入れて4,000万になるということですね。ということは、増えてんのは、2,000万じゃなくて1,700万ぐらい増えてるということですね。

その財源使ってどうするかというのは、また本当は考えてほしいんですが、さっき交付税に何ぼ入ってんねんて聞いたら分からんということやから、分からんから、分からんでも入ってるんですよ。8,000万でなくて、半年で1,700万増えたんだったら、年間でやっぱり3,500万増えるわけですよ。その金をやっぱり子どもらに使ってほしいということはさっきも言いましたんで、それはまた検討してください。

それから、地方交付税ですけども、これは今年度増えた分のやつはさっき聞きましたけど、特別交付税が3,287万円増えたんですよ、昨年度ね。これはどうしてですかね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

特別交付税の増額の件でございます。

特別交付税につきましては、普通交付税と違って、特段の算定式とかそういうものがあるわけではございません。特別交付税の算定に当たっては、随時、県のほうから、特別交付税、特殊事情ということで、照会がございますので、その都度ですね、その当該年度の特殊事情と思えるような内容を基礎数値として報告をしておりますので、ちょっと今すぐに、何でどれだけ増えたかというのは、実際のところは分かりませんが、その当該年度の特殊事情があったということで増えたんだろうと思いますけども、ちょっとその内容については、今詳細に把握しておりません。

○議長

山口君。

○ 7 番

毎年、予算を組むときは、特別交付税については、いろいろなものを積み上げていくと。以前、コミバスの、要するに、国から特交に入る分について、県が数字を出したのを見たら、実際はその10分の1しか来ないんだみたいな話もされてましたけど、その積み上げで。ということになるとね、平群町みたいに交付税頼み、両方で全部で二十数億でしょう。だから、公債費も全部入れた予算、70億、80億、そのうちの30%近くを交付税が占めるというね、そこまで占める交付税が今みたいに、もう予算組んだけど、実際どうなるか分かんない。その金額によって、1億増えたり、あんまりここんとこ減ることはないですけど。そしたら結局、その財政の黒字、赤字ということになればですね、交付税の金額によっては大きく変わるというようなことになってるのに、そこが何で増えたか分かんないというようなことではね、実際、難しいんだと思うんですけど、そんなんでほんまにええのかというふうな気もしますので、そこはちょっとね、後からでもいいですけども、やっぱりちゃんと原因をつかんでいただきたいというふうに思います。これは、もう一般会計終わりますけど、資料として1回出してほしいんですけどね、今回なかったんですけど、いつも、平群町の町の車が事故を起こして、保険から賠償金払いますよね。このところ、ちょっと減ってるみたいですけど、一時、すごい多いときがあって、前から気になってたんですけど、ここ3年、5年ぐらいの事故件数と払った保険料、払った賠償額。同時に、これ毎年保険で払うということは、保険かけてるわけでしょう。その車にかかっている保険って一体どれぐらい年間払ってるのか、項目でどこに出てくるのか分からないから調べようがなかったんですが、それって資料で出せますか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

公用車の事故ということですね。過去5年間の事故の件数、支払った賠償額というのは、これは調べたら出せるといいますんで、出させていただきます。

それと、保険料の金額につきましては、決算書のほうに、一般管理費の役務費の町村会総合賠償保険料ということで、今年度、127万9,032円ということで、これがその保険料になります。

以上です。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

もうその一括で払っている。

「はい」の声あり

○ 7 番

分かりました。

○ 議 長

ほかにございませんか。政策推進課長。

○ 政策推進課長

先ほどですね、山口議員から御質問のあった令和元年度決算に係る黒字の要因の中で、駅周事業の2億円の起債と、町道の起債約9,200万円ほどの利息の件について御質問がございました。

駅周事業の2億円の起債については、3年据置き償還30年ということで、利息については897万8,000円ということで計算しております。道路の分については、3年据置き20年償還ということで、利息については142万円ということで計算をしております。

それともう1点ですね、令和元年度の10月に消費税率が8%から10%に変わったことによって、歳出ベースでどれぐらいの影響があったかということについての御質問であったかと思えます。

令和元年の10月以降ですね、令和元年度中ですが、その期間中に支出した経費が17億7,700万でございます。この17億7,700万が、消費税を含まない額として、16億1,500万円でございます。16億1,500万に対して、それが8%だった場合は17億4,500万円ということでございますので、実際に支出した10%対象であろう経費の17億7,700万円から8%相当の17億4,500万円を引きますと、約3,200万円が消費税率改正によって歳出側に影響があったと、そのように計算しております。

○ 議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

私、ちょっと1点、決算審査特別委員ということで内定はしてはありますが、一つ、資料だけお願いします。

先ほど、山口議員のほうから、文化センターの財源内訳をちょっと出していただきたいといういろいろな質問であったんやけど、僕、ちょっと細こう言うわ。ちょっと聞いててね。

建物について、それと整備する工事、これについての総額並びに補助金、それと起債に対する起債の補助金と言わんと、社会資本整備総合交付金やから、交付金と起債に対する交付税は幾らあったのか。今言いましたよ。建物と、工事、整備したでしょう、敷地を。それは補助対象になってたでしょう。これに対する交付金と起債に対する交付税、それと一般財源は何ぼぐらい要るか。工事ね。

もう一つ、土地についても補助対象。交付税と交付金になってたね。交付金と交付税くれたね、そういうことになったね。たしか、30万の鑑定あって、それ以上は、それは交付金の対象にしますけど、それ以上の金額については一般財源ですよということになりましたね。それについて、今言うておきますよ。土地についても、交付金と交付税、幾ら来るか。買収したときは幾らの金額で買収、一般財源何ぼと。それと、率、言うてくださいね。交付税とその総額、買収した金額の何%を交付税と交付金が占めてるんやと。こっちは、建物に対しては、造成費と建物に対して、総額、工事していただいたでしょう、総額ね、これに対する交付金、交付税の何%ぐらいに大体してるか。

もう1点。土地と建物、交付税で何%か出るから、これに対して二つ足して、全体で幾らになったかということだけ、今度、資料に出していただけますか。よろしゅう頼みます。どうですか、ちょっと議長聞いて。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの総合文化センター建設事業におけます交付税算入分、そして、交付金と交付税、そして工事費の用地費全体に占める交付金の交付税の割合。そして、実質一般財源を表にして提出させていただきます。

○議長

ほかにございませんか。岩崎君。

○1番

一つ、国のごみ出し支援についてお聞きします。

今年の3月から、国から交付税算入されたごみ出し支援の特別交付税措置の金額と内訳をお聞かせください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま質問いただきました、いわゆる障がい者の方など、ごみ出し支援が困難な方につきまして、令和元年度から特別交付税措置がされたと、そういう

ふう聞いております。それで、一体幾ら措置されたかということまではですね、特別交付税のことです。実際の数値はなかなか分からないというのが本音のところでございます。ただですね、特別交付税ということで、当然県のほうから、ごみ出し支援に関する経費の基礎数値等の照会がございます。その中で、本当にアバウトな数字なんですけども、ごみ収集の全体件数をおよそ1,000件ぐらいとつかんでおまして、そのうちですね、いわゆるふれあい収集をさせていただいてる件数が72件程度というふうにつかんでおります。全体の7.2%程度かなと、そういうふうにつかんでおります。そこで、ごみ収集に係る費用ということで、燃料費とか車の修繕料、手数料とですね、あと廃棄物の収集運搬手数料、それらの歳出費用を合計いたしますと、ざっと5,500万程度かかっているというふうになります。その5,500万程度にですね、先ほどの7.2%という数字を掛けますと、約400万程度がこのふれあい収集にかかっていると。あくまでもこれは基礎数値ということで、県に報告をしたものでございます。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○1番

今までも、平群町独自でふれあい収集をされておったということで、現場の皆さんの御尽力、通常のごみ収集業務と一緒に付随して実施しているということで、大変敬意を表したいと思います。

もう一つ。今まで、交付税算入されずに町独自でやってたということで、今回算入されるということで、お金がちょっと多く入るといえるのか、充実したサービスができるのかなというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

令和元年度から、いわゆるふれあい収集に係る費用が特別交付税措置されたこと、そういうことではございます。何度も申し上げますけども、あくまでも特別交付税措置ということでございますので、幾ら算入されたかということについては詳細には分からない。ただですね、いわゆるごみ収集ということで、町行政が責任を持って行わなければならない行政経費ということで、普通交付税の中の算定のいわゆる経常経費にですね、恐らく清掃費ということで、経常経費の中にですね、こういったごみ収集に係る経費も当然含まれてございます。人件費相当分も含まれております。今回、特別交付税措置がされたということで、

一体幾らの分が入ってきて、それを上乗せでどのように使うのかということまでは、正確には申し上げられませんけどもですね、ごみ収集に係る部分については町行政の責務として、ふれあい収集についても町行政の責務として、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

山口君。

○7番

ちょっと今の。この前、さっきも言ったんですけど、コミバスの件もそれで言ったよね。ほんで、それだったら、特別交付税で、前、答弁で、実際、平群町が県に出す書類としては、積み上げていったら10億超えると。それで、もらえるのが大体3億前後ということでしたよね。どれがどれか分からんという、さっきから、今もその話あったわけやけど、例えばそれ、10億が3億になったら、例えば、今700万と言ったら、その10分の3、3割がその分として入ったというふうに計算してええものなのかどうなのか、それも分からへんということか。その辺、どうなんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ちょっとすみません、今の質問、もう一度お願いいたします。ちょっと分かりにくかったんで。

○議長

山口君。

○7番

最後の部分だけ。

10億ぐらい積み上げて県に出すわけでしょう、特別交付税を。後ろで前任者うなずいてはるから。でも、実際もらえるのは、町は当初予算で2億8,000万とか3億とか、大体出してるじゃないですか、今度も3億で出してて、3億2,000万あったんかな。何が増えたか分からへん、それも分からへん。県に出してるのは10億あったけども、3億しか入らなかつたら10分の3やんか。だから、コミバスやったら例えば1,000万とか2,000万とか金上げてて、10分の3やから、例えば2,000万上げてたら、600万分はコミバスの分として計算していいんですかって、単純に聞いているだけなんやけど。それも分からんって言うと思うけど、そういうふうな考えでええのか、1回県に聞いておいてもらえますか。

○議長



政策推進課長。

○政策推進課長

同じような答弁になって申し訳ございませんけども、正確には計算しかねるということでございます。

○議長

ほかにございませんか。植田君。

○6番

資料を頂いた決算資料、提出資料の中で、23ページのこども園の関係のところなんですが、その下のところに、はなさと、ゆめさとそれぞれ何歳児の空き人数というのを書いてくれてるんですけども、これは、また待機とは違うと思いますので、実際今、9月1日時点の待機、何歳児で何人いるのかというのは、ちょっと教えていただきたいというのが一つ。

それと、その前のページの学童のほうなんですけども、コロナの関係で、休業期間、やっぱり学童に来るのを控えたりという子どもたちもいてたと思うんですけども、再開になって、今現状、学童はどういう状況になっているのかなというのはちょっと気になって、8月までの月平均ということで書いてはるんですけども、これは、登録してはる子どもたちの数という見方だとは思いますが、実際今、学童の子どもたちの出席状況というのはどういう状況なのかというのをつかんではいたら、ちょっとお聞きをしておきたいです。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

まず、こども園の待機児童の関係でございますが、ゼロ歳児は2名、そして1歳児が1名、2歳児が2名、そして5歳児が1名、合計6名となっております。

そして、学童保育の入所の状況でございますが、令和2年度につきましては、入所申込みの件数となっております。ただ、自粛で家庭でとどまっていたいただいて、学童に自粛をしていただいた件数につきましては、大分、30%から40%の出席率となっておりますけれども、現状、今数値をちょっと持っておりませんが、現状の申込者数の、出席率にもよりますけれども、フルにいっぱいということではございませんけれども、従来の出席者の数に戻ってきておるという状況でございます。

○議長

植田君。

○ 6 番

ということは、一旦、そのコロナの休業で減ったけれども、今、これまでの七、八割ぐらいは来てたと思うんです、子どもたちね。北なんかは、ひどいときは、ほぼそれを超えてマックスで来てた部分もあったんで、今八割ぐらいは戻ってきてると、そういう見方でよろしいですか。学童によって違うとか、平群小は五割程度やとか、そういう状況はあるのか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

従来の八割に戻ってきているかどうかというのは、ちょっと数値は分かりませんが、従来の出席の人数に戻ってきておるという状況でございまして、北学童につきましては、三密を防ぐということで、一つ、ボランティアルームを開放いたしまして、分散保育を実施しながら保育をしておるといような状況でございます。

○ 議 長

ほかにございませんか。総務防災課長。

○ 総務防災課長

申し訳ございません。

先ほど山口議員から質問いただきまして、公用車の保険料について聞かれたかなと思うんですけども、事故した場合とかの。私、総合賠償責任保険料と言いましたけども、公用車につきましては、申し訳ございません。役務費のほうに自動車損害保険料がありますので、こちらで保険料を払っておるのが決算額というところです。四五ページです。

それと、資料、先ほど言われた内容ですけれども、5年間の公用車事故の件数は出るんですけども、支払った賠償額ということで、賠償額ということで、自損事故とかいろいろあるんですけども、相手のあるやつということでよろしいでしょうか。

発言する者あり

○ 総務防災課長

全部ということでよろしいですか。はい、分かりました。ありがとうございます。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第1号についての質疑を終わります。

6時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 5時55分)

再 開 (午後 6時10分)

○議 長

それでは、引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続いて、認定第2号 令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口君。

○7 番

黒字になったということですね、これは6月の段階で聞いてて、もうあと3年で終わる事業ですけれども、基本的に赤字にならずに黒字になったと。このままいけば、もう間違いなく黒字で終われるということ、よかったなというふうに思いますが、県の補助金が当初予算よりずっと多い429万2,000円、この内容の説明。

それともう一つはですね、決算時点での滞納者の人数、人の数ね、それと金額、総額、その2点お願いします。

○議 長

税務課長。

○税務課長

県の補助金につきましてはですね、回収不能となった案件を県に申請します。その他大臣の県の補助金ということでございまして、1人分、住新、宅新と、2件の1人分の分がですね、県に申請しまして、それが認められまして、それで県の補助金を頂いたというところでございます。

それとですね、滞納者の人数ということでございますが、人数については16人でございます。それで、滞納金額は、利息も含めまして9,155万2,000円となっております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

県のほうは以前から、要するに、一切返せなくなった人というか、その者に対して、県のほうから75%かな、補助が出るようになった。それをこの間、大分利用して、会計としてはやりやすくなったと。この間、もうここ数年間、ずっと実質単年度収支は黒字ということでね、今年度も600万以上の黒字で、それで実質収支も400万以上の黒字になったと。今回出してもらってる資料で見ると、返す金が500万台、あと今年も入れて3年間でね、もうそれだけ返したら終わるということなんで、今後一切一銭も入らなくても100万ぐらいの赤字で済むということですから、やっと終われるなど。これはどうするかというのは3年後になるんですが、一応、令和4年、終わった段階で、前も一回聞きましたけど、5年度からはもう会計を閉めるということによろしいですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

住宅新築資金の起債の償還が終わるのが令和4年度でございますので、償還が終わりました段階でございますね、一般会計化を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

質疑ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第2号についての質疑を終わります。

続いて、認定第3号 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口君。

○7 番

国保会計も黒字にというか、上げ過ぎたから黒字になったんですけど、今年度、既に一定引下げも行われました。ちょっと会計の中身で聞きたいのはですね、保健事業が当初予算より相当、25%、868万円も減ってるというか少ない。この理由について、まず説明していただけますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、保健事業につきましては、基本的に人間ドックの人数がかなり落ちているということが一つの原因やと考えております。それから、特定健診に関してもですね、基本的にはあまり変わってございませんので、人間ドックの影響が大きいかというふうには考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

25%も減っているわけやから、それは何か、減った特段の理由があるんですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、特段の理由はないんですけども、やはり被保険者数の減少も考えられると思います。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

保険者数は減ってるけど、1年間で25%も被保険者数、減ってないと思うよ。コロナの影響はまだ、昨年度のことですから、ほとんどないはずですし。だから、ちょっとその辺はしっかり分析して、これ減ったら、その分会計助かるから、減った方がええねんと言うつもりはないんですよ。当然増やしていかないと、せっかくある事業ですから、しっかりやってもらうというのは大事だというふうに思いますんで、その辺はちょっとちゃんとチェックしてください。

それからですね、この前の国保の運協で聞いて、もうひとつ理解できなかったのは、要するに、総務費が相当増えた。県のほうが単位化になって、それぞれの市町村、奈良県で言えば39市町村ですけども、県に事務費を納めているという話でしたよね。これってどう考えてもおかしいなと思ってね。事務費を何で県が取るのかなと。平群町の事務費が減ってるならともかく、単位化になってから別に平群町の事務費が減るとか仕事量が減るといふことはないわけでしょう。その辺はこれ、制度としてそういうふうになっているのか、奈良県

の県のほうがそういうふうにしてるのか、その辺はどうなんですかね。

それともう一つ言われてたのは、市町村それぞれの努力って何なのか。要するに、保険料をようけ取ることと、あと医療費を抑えることやと、この二つやと思うんですけど、その努力って、そのちゃんとした数字を県のほうが示して、それに合わせて、例えば39市町村、相対的なものなのか、絶対的なものなのか、その辺も全然分かんのですよ。そんな話は初めて聞きましたから、もちろん制度が30年度から始まって、実際に事務費を取るようになったのは31年度からかもしれませんが、こんなことはこれまで説明なかったと思うし、その辺、一体町としてもどう考えているのかね。県のほうはどういう説明をしてその金を取ってるのかね、ちょっとその辺どうですかね。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

保険者努力支援制度の話なんですけども、これ、運協のときも話をさせてもらったんですけども、今まででしたら、こういう事業をやったら3分の1補助金がつくとか、3分の2補助金つくとかいう話やったと思うんですけども、これはポイント制になっております。人間ドックやったら何ポイントあげますとか、それから医療費通知出したら何ポイントあげますとか、そういうポイントの集合で答えが出ます。それも、奈良県でこれだけ集めましたということで国へ報告されて、国から奈良県に何ぼ下りてくると。それを市町村に配分するという形になってますので、幾ら使ったから幾らもらえるというものじゃないんです。あくまでも、名前のごとく、一生懸命頑張っているところにはポイントは付加されます、付加された部分については、その分、市町村に配分されるという形になりますので。

それもですね、今年頑張ったら来年に回るということで、今年はこれだけあげるということは、数字では、元年度でも数字ははっきり固まってくるんです。その中でですね、国が出してる保険者努力支援制度の中に事務費の分が入っています。先ほどおっしゃられました事務費というのは、国保連合会の中に、県が保険者支援センターというのを設けています。そこに、県の職員が何人か駐在しておるんですけども、それに関する費用をそこで負担するということになります。その費用につきましては、全て、国から出る保険者努力支援制度の金、また特別調整交付金のお金をそこへ充てるということになっていきますので、市町村独自で負担することはありません。先に、県からこれだけくださいということで内示があります。その形を支払うということになります。それが、総務費の中で連合会への支払いのところに出てくるということで、その分も財源内

訳の中に入ってくるということでございます。

保険事業もですね、その中で全部県がやるということでは、ただ、平群がそれ以上のことをやっていますので、今あえて県にしてもらおうということは基本的にはないんですけども、県単位化になればですね、県は、県内全ての市町村で同じ保険事業をするという考え方をしているんですけども、それはまだ市町村の首長さんの考え、いろいろありますので、まだ何も決まっているものでありませんので、今ここでどうのこうのという話ではないんですけども、県は、効果的な保険事業を県単位化でやるということはずっと前から言うてる話なんですけど、ただそれは、市町村の考え方も皆ばらばらなんで、今統一されている話じゃないです。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

ちょっとまたゆっくり、資料をもらって勉強させていただきたいと思いますが。

あと、次に予算ベースで、今年度の被保数、毎年減っているんですけども、4,361人という予算のときの話でした。まだ途中ですけども、大体この人数で収まりそうなのかどうか、それが1点。

それともう一つは、今年、県のほうの県単位化の中間の見直しということで、運協のときはですね、まだコロナの問題もあって、全く会議ができてないということでしたけども、でも今年中に見直しするわけでしょう、ちょうど中間の3年、今年度も含めて3年たって、来年度からの3年間どうするかということ。それによってですね、来年度以降の平群町の、引き下げたとはいえ、まだまだ高い国保税についてもね、どういうふうにするかということも議論していくことになると思うんで、その点、全く何にも、7月の予定がなくなっただけで、もうほったらかしになっているのか、県から何か言ってきて、近々あるということなのか、その辺の状況を説明していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

被保険者数でございますけども、現在、7月末で4,517人でございます。それで、去年ですね、令和元年度でもですね、昨年対比で159人減っているだけでですね、過去に28年度、29年度、30年度ぐらいであればですね、すごい大きな変動がございました。一番大きいところでは、29年度であれば

467人が減っているということがございました。今回、元年度では、対前年度比159人の平均被保険数の減なんで、あまり県が示している数字と誤差がないと考えております。

それと、県単位化の中間見直しの件なんですけども、これも運協のときに説明させてもらったんですけども、7月31日に、本来集めて話をすることやっただんですけども、知事さんがその次の日に記者会見されたと思うんですけども、地域別診療報酬を奈良県で入れるという話、記者会見されてました。その関係で、通常、1点で10円の診療報酬ですけども、それを1点を11円にするとかいう話が出ています。それを国のほうにお願いに上がるということで、されるらしいんですけど、それはまだ決まってませんが、記者会見の話だけなんですけども、そういうことで、県のほうも、医療費の推計について、まだ途中で止まってるような状況やと思います。

それと、コロナ禍でありますので、医療費が、今恐らくかなり減ってると思います。その関係で、推計もなかなかできてないような状況やと思いますので、正直何も聞いてない状況です。当然、見直しも中間年度ですということになってますので、それは県から何らかの形でお示しがあればですね、また報告させていただきたいと思います。

○議 長

山口君。

○7 番

今診療報酬の話が出たけど、何年か前はやね、1割引き下げるって知事言ったのよね。今度、国に出すのは、1割上げるというわけでしょう。訳分からんことをやり出したから、新聞でもいろいろ書かれてましたけど、よそではないこと、1割下げるということになれば、奈良県の人がよそで受けた場合にいろいろ問題が起こるといような話も出てました。今度、1割上げたらまたどうなんねんっていう話になって、1割上げたら、要するに、医療機関は収入が増えるということになるから、そのことをおっしゃってるみたいですけども、その医療機関が反対してるからね、奈良県の医師会も反対してるからね、多分うまくいかないと思うんですけど、そういうこともあって、でもこれ、もう7月になって、全く来年のことをね、コロナのこともあるから難しいとは思いますが、ちょっとそやけどどうすんねんといような話にどこでもなってるんじゃないのかなって思うよね。平群町だけでどうにもなる話じゃないですけども。分かりました。

いずれにしても、ちょっとね、来年度の国保税についてもね、昨年の話やったら、こういう新型コロナの問題がなくて、普通にいけばですね、もう一段引



き下げられる可能性が高いという話を原課のほうでされてましたから、そのことでもあるんで、ちょっと、小まめに情報も収集していただいて、できるだけ来年度は引き下げられるようお願いはしておきます。

○議長

質疑ほかにございせんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第3号についての質疑を終わります。

ここで、午後8時まで延長します。

続いて、認定第4号 令和元年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございせんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第4号についての質疑を終わります。

続いて、認定第5号 令和元年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございせんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第5号についての質疑を終わります。

続いて、認定第6号 令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口君。

○7番

1点だけ質問しますね。

決算の総給付費は16億9,448万9,000円。この金額を賄うのに必要な保険料、いつも言うように、第7期は23%です。3億8,973万円。実際の保険料収入は4億4,963万円。昨年度1年間だけ見たって、国が示している1号被保険者が持つべき金額より6,000万円も多いということになるんですね。これは余分に6,000万取ったということで、ただその後、返還金がありますから、ちょっと変わりますけれども、軽減繰入れも含めると

ね、7,000万円取り過ぎてるということになるんです。介護保険料は3年ごとに策定される事業計画で決めるということになっていきますので、現在の第7期計画について見ると、今年が最終年なので、一昨年、昨年の決算、そして今年度は予算しかありませんから、予算で、7期3年間をこの三つの資料を通して見てみるとですね、計画の給付費総額は、計画はですよ、7期の計画は60億5,624万円。これに対して、実際に、今年度は予算ですけれども、実績という点で見ると、51億145万円。9億5,400万円も乖離がある。実際の給付費総額から見た保険料は11億7,333万円ということに計算上はなるんです。しかしですね、一昨年と昨年の保険料、これはもう確定しています。それに、今年度の予算上の保険料をそのまま足すとですね、13億7,320万円。それに、軽減繰入れは当然保険料として計算しますから、それも合わせると、14億円近い金額になるんですね。給付費総額に見合った金額より、これは2億2,000万円多い。この2億2,000万が基金として積み上がった金ということに計算上でもなるし、実際にそうなんです。

要するに、結果として3年間で保険料を2億円以上取り過ぎたということに、さっきも言いましたけれども、なるんです。さらに7期計画は、6期終了時点で余ってた金、3億5,000万円のうちですね、1億5,000万円取り崩すことになってたわけですよ。だから、今の金が積み上がってるということになるわけですけれども、2億円だから今年度積み上げたということに、今期でなるわけですけれども、ただ本町の場合は、さっきもちょっと言いましたけど、国からの調整交付金がね、給付費100に対して平均5%なんですけれども、なぜか最近はちょっとましになってますが、調整交付金が非常に低いんです。3年か4年前だったら1%しかなかったとかね、それぐらい低いときがあったんですが、今は二、三%になっていると思いますけれども、それがあって、ちょっと減るということで、補正予算のときもちょっと言いましたけど、2億円ぐらいの積み上げになっていくというふうに計算できるわけです。

実際に昨年度の償還金を精算した現在の剰余金は約4,400万ですから、この計算でいくと、5億近くの積み上げになる。だから、3億5,000万から2億の積み上げになるというようなことになるというふうに思うんですね。

今私、こういうふうに話しましたが、この計算式で大体間違いはないですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

今議員おっしゃったとおり、3年間の計画、60億ですかね、そこからの調

整交付金等の検証もあって、結果的には、当初の計画よりは2億円以上の基金が積み上がっているというのに間違いございません。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

さっきも言いましたので、同じことになりますけれども、いずれにしても、来年度からの8期についてはですね、このようなあまりにも大きな、何回も言いますけれども、5期までは、大体、計画に対して実績は九十数%でした。6期、7期がですね、めちゃくちゃ乖離が大きいという結果に、5期からなってますんで、ちょっとその辺はきちっとやっていただきたいことはお願いしておきます。

○議長

質疑ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第6号についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号 令和元年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第7号についての質疑を終わります。

続いて、認定第8号 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第8号についての質疑を終わります。

続いて、認定第9号 令和元年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第9号についての質疑を終わります。

続いて、認定第10号 令和元年度平群町水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第10号についての質疑を終わります。

続いて、認定第11号 令和元年度平群町下水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第11号についての質疑を終わります。

本案11件に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案11件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議 長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6名を選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。なお、委員長には植田君、副委員長には山本君にお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。御多忙のところ恐縮でございますが、9月7日、8日の両日、決算審査特別委員会をよろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 6時36分)